

愛着、親しみ、誇りを感じ・つなぐ美しい姫路

姫路市都市景観形成基本計画

姫路市が誇る景観



姫路城



大天守からの眺め



千姫の小径



大手前通りの夜景

本市は、瀬戸内海に面した播磨平野の中央に位置しています。市域北部は豊かな森林や田園が広がり標高700～900m級の山並みが連なっています。市域の中南部は世界遺産姫路城や姫路駅を中心に市街地が広がっており、山並みから切り離された丘陵が市街地内に点在しています。また、市川、夢前川、揖保川等の河川が南北に流れ、瀬戸内海には大小40余りの島が点在し、群島を形成しています。

そして、古くから旧山陽道（西国街道）と但馬、丹波、因幡の街道が結節する交通の要衝として栄え、近世には姫路城の城下町として繁栄し、新田・塩田開発や殖産の振興により政治と経済の中心として発展しました。また、明治から昭和にかけて繊維業や重工業の進出により、人口の集積と市街地が拡大しました。

このような自然や歴史・文化をもとに育まれたものが本市の景観の特性であり、私たちの誇りとして、暮らしや営みに脈々と受け継がれています。



宮堀川緑道



圓教寺大講堂



みなと祭り花火大会



奥播磨かかしの人



雪彦山



灘のけんか祭り



家島諸島



雪彦山頂上から見た美しい稜線



名古屋町の銀杏並木



夢前川



網干なぎさ公園から見た工場夜景



大手前通り



伝統的意匠の町並み（林田）



リビオ姫路大津のぞみの地区



家島漁港と家並み



安志加茂神社



香寺の麦畑

目 次

序 章 都市景観形成基本計画の目的と構成	1
1. 景観とは	2
2. 景観形成の重要性と効果	4
3. これまでの景観形成の取組経過	6
4. 計画改定の背景とポイント	8
5. 計画の位置づけ	10
6. 構成と内容	11
第1章 景観形成の目標と方針	13
1-1. 景観形成の基本理念	15
1-2. 景観形成の基本目標	18
1-3. 景観形成の基本方針	19
第2章 景観形成計画	21
2-1. 景観構造と類型	22
2-2. 類型別景観形成計画	26
2-3. 姫路城周辺エリアの景観形成計画	63
第3章 景観形成の推進方策	73
3-1. 基本的な考え方	74
3-2. 施策の展開	75
3-3. 施策実施のスケジュールと進行管理	82
参考資料	85

序 章 都市景観形成基本計画の 目的と構成

1. 景観とは
2. 景観形成の重要性と効果
3. これまでの景観形成の取組経過
4. 計画改定の背景とポイント
5. 計画の位置づけ
6. 構成と内容

1. 景観とは

(1) 景観とは

「景観」とは、目に映る景色や風景などを表す「景」と、眺める人の感覚や価値観を意味する「観」が合わさってできた言葉であり、景色や風景の「景」とそれを見る人との関係から成り立つものであることから、その背景には自然、歴史・文化、暮らし・営み、市民活動等があります。

また、景色や風景は建物や町並み、道路、川、木々の緑や暮らしの様子など、目に映るもの全てが合わさって形づくられるものであり、これらを一体として見て感じることを「景観」と呼びます。

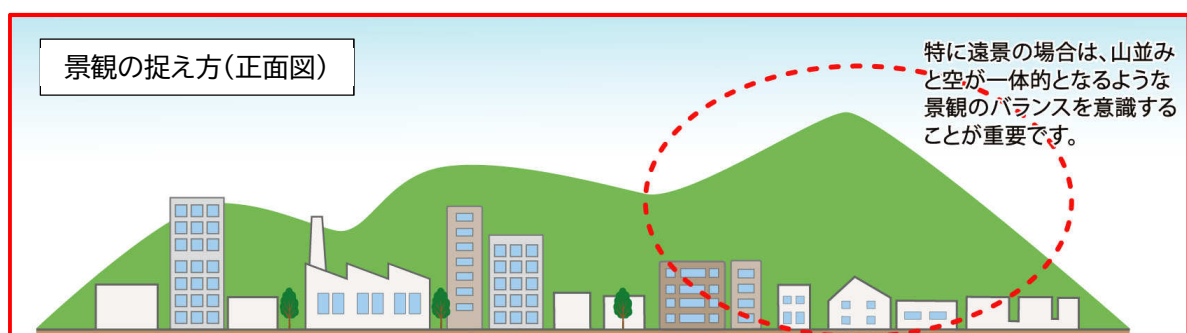
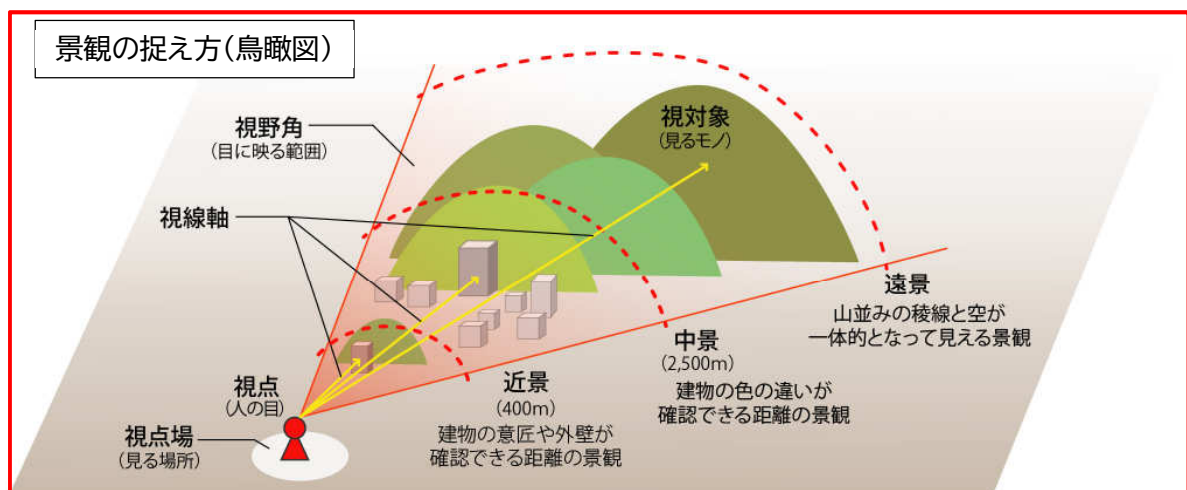
(2) 景観の捉え方

景観は、「視点(人の目)」や「視点場(見る場所)」と「視対象(見るモノ)」との関係性から、「近景・中景・遠景」に区別され、視点場からの距離によって見え方が変わります。

また、視点場と視対象を結んだ線を「視線軸」と呼びますが、人の目には「視野角」があり、実際には広い範囲を眺めています。

さらに、同じモノを見る場合でも、下から見上げるのか、上から見下ろすのかによっても景観の見え方や印象は変わってきます。

このように景観は、前後・左右・上下に広がりを持った空間として捉えることができます。例えば、近景の町並みを眺めた時は中景の建物が背景になり、中景の建物を眺めた時は遠景の山並みや空が背景になるというように、常に周囲との関係性を意識することが重要です。



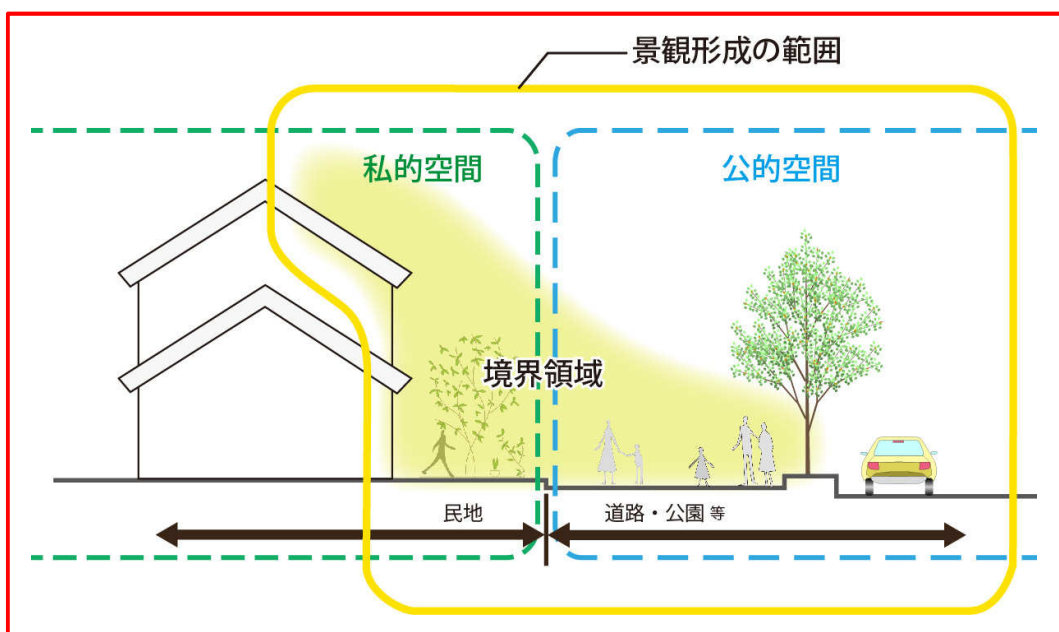
(3) 景観形成とは

景観は、山々や河川、農地など、まちを形づくる土台の上に、道路や建物などがつくられて構成されているものであり、道路や公園などの「公的空間」だけではなく、建物などの「私的空間」も景観の大きな構成要素です。

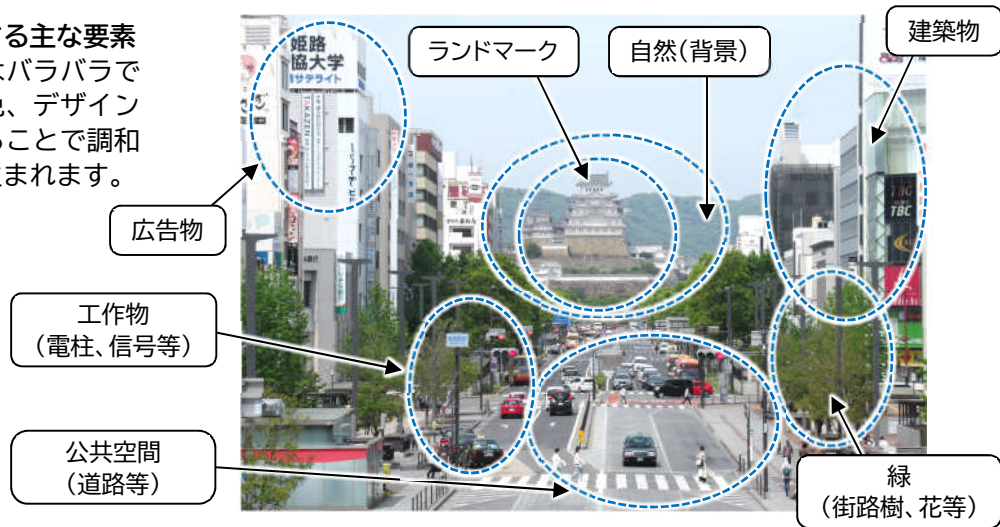
公的空間と私的空間をつなぐ境界領域の見え方は特に景観形成を左右します。

つまり、景観形成は「公的空間に境界領域を含めた範囲」で考える必要があり、それぞれのデザインが優れているだけでなく、それらが周囲の景観と調和することが重要です。

景観は市民共有の財産であり、景観形成とは、行政だけで実現するものではなく、道路や公園などの公共空間の周りに立地する建物一つひとつ、すなわち、市民や事業者等のみんなでつくり・育てていくことを意味します。



◆景観を構成する主要要素
・一つひとつはバラバラでも、高さや色、デザインなどを揃えることで調和(統一感)が生まれます。



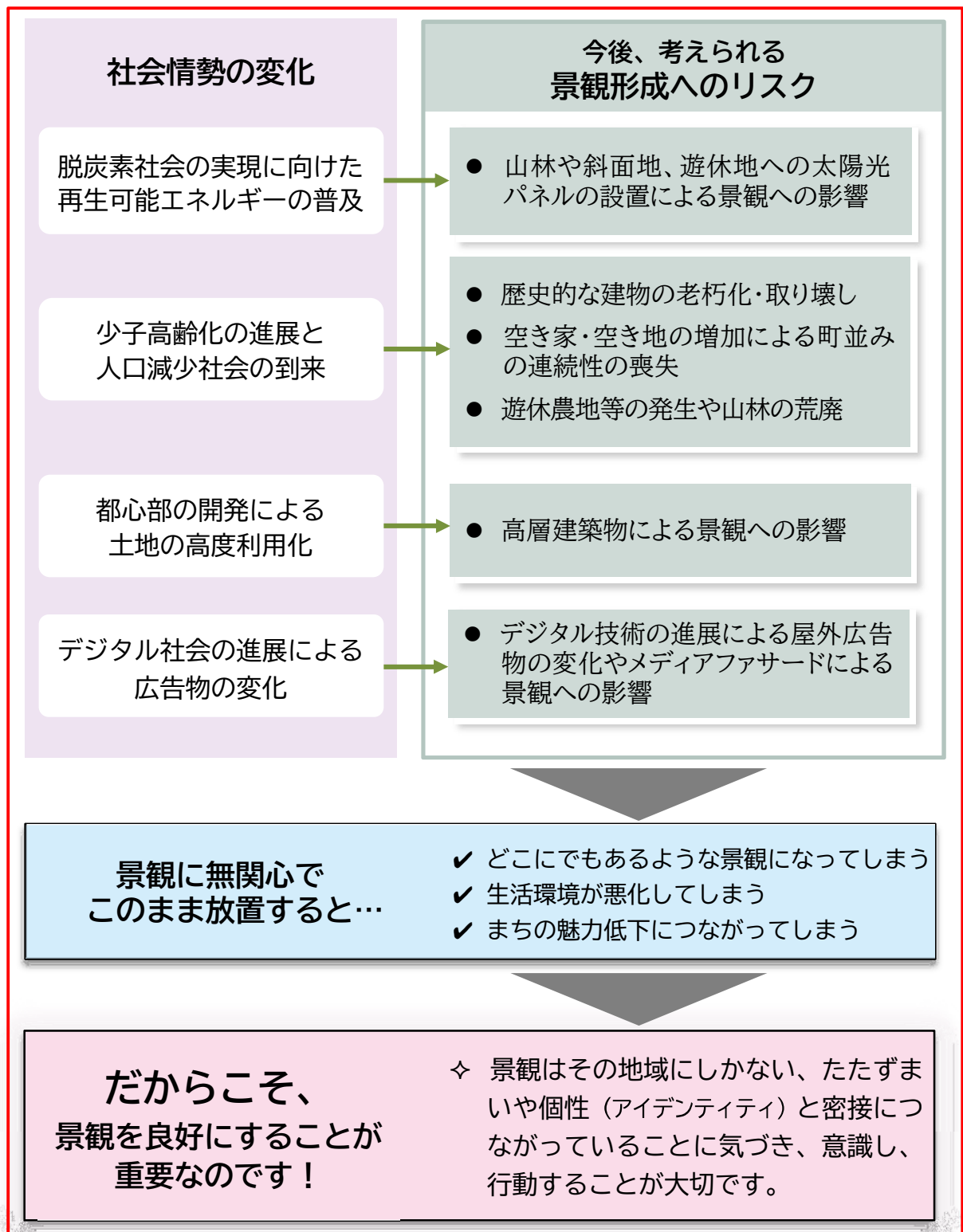
2. 景観形成の重要性と効果

(1) 景観形成の重要性

景観は「私たちの共有財産」であり、暮らしや営みと密接につながっています。

社会情勢の変化に対して景観に無関心のまましていると、様々な影響を及ぼすことが懸念されます。

まちの魅力を高めることや生活環境を良くするために、景観形成は重要です。



(2) 景観形成がもたらす効果

「景観」に対する評価や価値観は個人差がありますが、景観形成を進めることで、主に次のような効果がもたらされると考えます。

美

まちの魅力向上

- 姫路にしかない景観資源※を保全・活用することで、姫路というまちの個性（アイデンティティ）が高まります。
- 市内に広く分布する景観資源一つひとつを大切にすることで、景観への意識が変化し、まちへの誇りや愛着が生まれるとともに、生活環境の向上にもつながります。そして、そこで生き生きと暮らす市民の姿もまた、まちの魅力となります。
- 景観形成において大事な視点は周囲との「調和」です。建築物や工作物、公共空間など新しくつくるものを周囲との調和を意識してデザインすることで、自然や歴史・文化と都市とのバランスが保たれ、美しいまちになります。

※景観資源：景観の質を高め、地域の個性を特色づける景観上価値ある自然、歴史・文化、暮らし・営み、伝統、町並み、建築物・工作物、道路・公園・河川などをさします。

交

多様な人々とのふれあい

- 景観形成を進めるためには、市民一人ひとりの身近な取組とともに、同じ思いをもった地域や団体等と一緒に取組むことが不可欠です。
- これによって、多くの人々の共感を得られる景観が生まれるとともに、景観形成の取組を通じて多様な人々とのふれあいが生まれ、地域コミュニティが活性化し、市民の幸福実感や生きがいにつながっていきます。
- このような魅力ある地域を楽しむことに対するニーズが高まっており、来訪者と地域とのふれあいを通じて、関係人口の創出や移住者の増加なども期待され、地域の担い手確保につながっていきます。

賑

まちの活力や賑わいの創出

- 世界遺産姫路城を擁する本市には、国内外から多くの人々が訪れます。姫路の特徴を活かした魅力ある景観に来訪者が感動し、「また訪れたい」、「ほかの場所にも行ってみたい」という欲求につながります。
- 来訪者の増加により、購買や消費の増加、新たな出店やイベント開催など、まちの活力や賑わいが生まれるとともに、産業振興や雇用の創出、地価の上昇など、経済活動の好循環につながっていきます。
- 商業地や観光地だけでなく、住宅地や工業地にもそれぞれの地域らしい活力や賑わいがあります。市民や事業者等が一体となって景観形成に取り組むことで、より生き生きとした地域になっていきます。

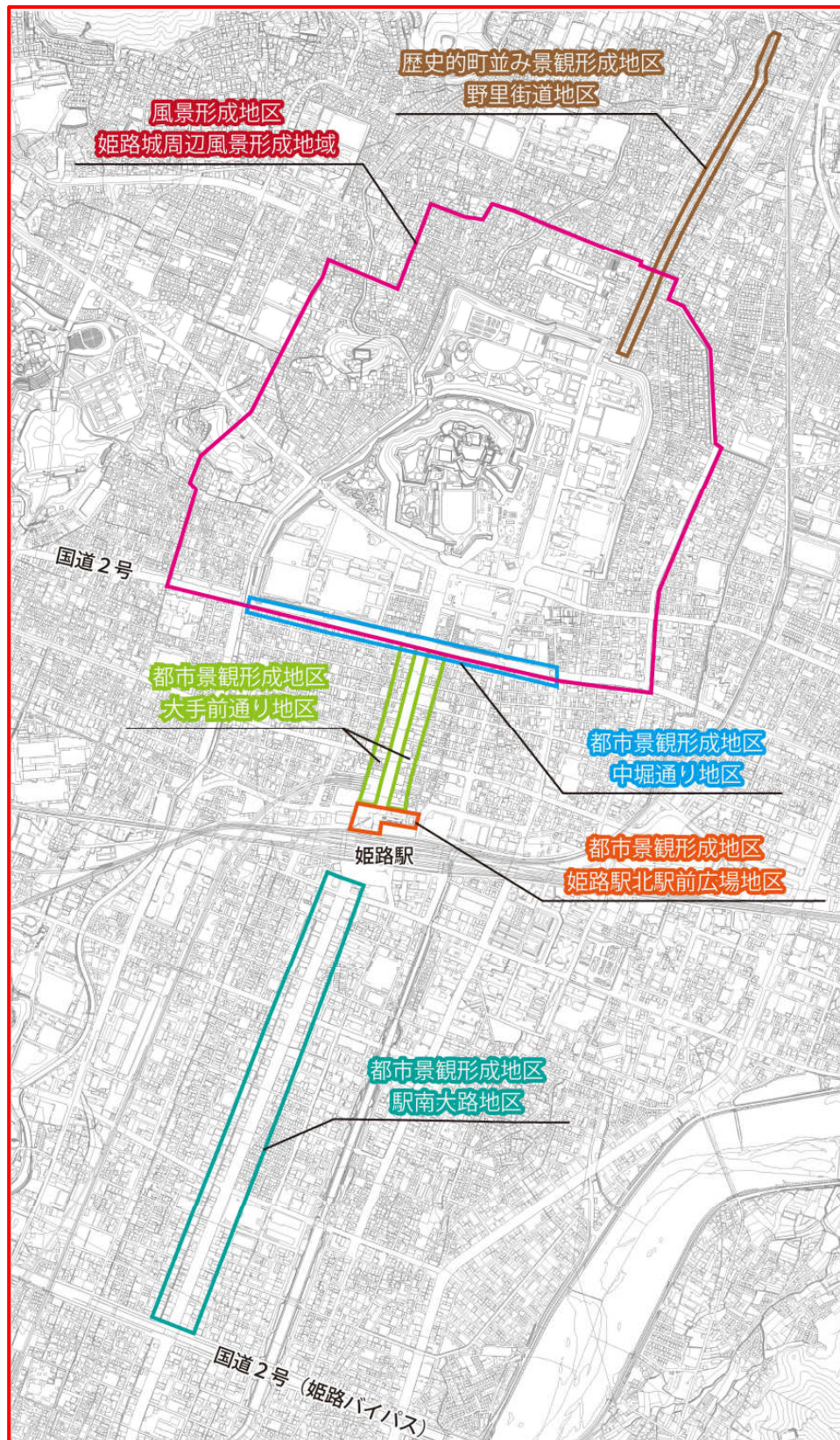
3. これまでの景観形成の取組経過

	景観関連の取組
昭和62年	➤ 姫路市都市景観条例制定 ・山河、海、播磨平野等の自然と姫路城をはじめとする多くの歴史・文化遺産を活かし、姫路らしい都市景観の形成を図ることを目的として制定されました。
昭和63年	➤ 都市景観条例に基づく姫路市都市景観形成基本計画策定 ・姫路市都市景観条例に基づき、多彩な資源を活かして姫路らしい都市景観の形成を図るための基本指針として策定しました。 ➤ 都市景観形成モデル都市の指定(国) ➤ 都市景観賞創設 第1回都市景観フォーラム開催(3年毎に開催)
平成元年	➤ 姫路城周辺地区景観ガイドプラン策定 ・国の都市景観形成モデル都市に指定されたことを受けて、姫路城周辺を重点地区に定め、より一層良好な景観形成を図ることを目的としています。
平成5年	➤ 姫路城の世界遺産登録
平成6年	➤ 都市環境照明ガイドライン策定 ・昼夜を問わず美しいまちの実現を目指して、都市環境照明の考え方や手法等を定めています。
平成8年	➤ 中核市に移行 ➤ 屋外広告物条例の施行 ・中核市に移行すると、市民に身近な行政サービスの事務権限が県から市に移譲されます。屋外広告物条例もその一つで、市独自で必要な規制を行うことができます。
平成16年	➤ 景観法制定 ➤ 景観行政団体に移行 ・景観行政団体は、景観計画の策定など景観法に基づく施策を実施することができ、中核市である姫路市は自動的に景観行政団体になりました。
平成17年	➤ 姫路城周辺地区景観ガイドプラン改定 ・姫路城の世界遺産登録、景観法の制定、市民による景観まちづくりの動き等の環境変化に対応し、姫路城周辺地区の景観形成をより積極的に展開するために改訂しました。
平成18年	➤ 家島町、夢前町、香寺町、安富町と合併し、新「姫路市」が誕生
平成19年	➤ 姫路市都市景観形成基本計画改訂 ・姫路城の世界遺産登録、景観法の制定、周辺4町合併等の社会環境の変化に対応するため改訂しました。 ➤ 姫路市景観計画策定 ・景観法に基づく計画で、姫路らしい景観を将来に引き継ぐことを目的に、良好な景観の形成に関する方針を定め、その実現のために建築物等の景観を誘導する基準などを設けています。
平成20年	➤ 第1回景観遺産登録
平成22年	➤ 姫路市景観計画変更 ・野里街道地区を歴史的町並み景観形成地区に追加指定しました。(7ページ参照)
平成24年	➤ 姫路市景観計画変更 ・姫路駅北駅前広場地区を都市景観形成地区に追加指定しました。(7ページ参照)
平成26年	➤ デザイン事前協議制度の運用開始 ・重点的に景観形成を図る区域(7ページ参照)における大規模建築物等の新築等の行為について、景観計画区域内の行為の届出等を行う前に、あらかじめ市と事前協議を行うことを義務付けるものです。
平成30年	➤ 姫路城周辺地区景観ガイドプラン目標年度終了
令和3年	➤ 姫路市景観計画変更 ・大手前通り地区の区域及び景観形成基準を変更しました ➤ 都市環境照明ガイドライン改訂 ➤ 大手前通りを歩行者利用増進道路(通称:ほこみち)に指定 ・ほこみちは歩道にテーブルやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間を創出するなど、賑わいのある道路空間を構築するための制度で、全国で初めて大阪市・神戸市とともに指定されました。
令和7年	➤ 姫路市都市景観形成基本計画改定

○景観計画における重点的に景観形成を図る区域について

本市では、市全域を景観計画区域とし、良好な景観形成に関する方針を定めています。

また、重点的に景観形成を図る区域として、「都市景観形成地区」、「歴史的町並み景観形成地区」及び「風景形成地域」を定め、区域の景観特性に応じた規制誘導を行っています。



4. 計画改定の背景とポイント

本市では「姫路市都市景観条例(昭和62年条例第5号)」に基づいて、昭和63年(1988年)3月に「姫路市都市景観形成基本計画」を策定しました。この「都市景観形成基本計画」は景観に関するマスタープランとして、景観形成を推進するための基本指針を示すものとなっています。そこでこの基本指針に基づき、『愛着、親しみ、誇りを感じる美しいまち』の実現に向けて各種景観施策を展開してきました。

当初計画策定後には、平成5年に姫路城が世界遺産に登録されたことや、平成16年に景観法が制定されたこと、平成18年に家島町・夢前町・香寺町・安富町と合併したことなど、景観に関する状況が大きく変化したことを受け、平成19年3月に第1回目の計画改訂を行いました。

前回の改訂から15年以上が経過し、この間に、様々な社会情勢の変化や本市の景観を取り巻く動きがありました。このような状況に対応しつつ、本市固有の景観を次代に継承していくため、本計画の改定を行いました。

《姫路市の景観を取り巻く動向》

- 本市を象徴する姫路城とその周辺の重点的な景観整備の推進
- オープンスペースの魅力向上・賑わい創出に向けた柔軟な活用（大手前通りの利活用等）
- 道路や公園、河川等の修景整備
- 市民主体による景観形成に向けた取組の実践
- 人口減少や経済活動の変化等による空き家や空き地、遊休農地等の増加
- 姫路駅周辺の再開発に伴うマンション建設など高層建築物の増加
- 伝統的建物の老朽化や取り壊しによる歴史的な町並みの喪失
- 脱炭素社会の実現に向けた太陽光パネル設置の増加
- 良好な景観や風致維持に向けた屋外広告物への関心の高まり
- 公共事業や施設整備における景観配慮の必要性の高まり

本計画の改定のポイントは以下ようになります。

Point 1

市民に分かりやすく共感の得られる

「都市景観形成基本計画」の作成

- 良好な景観を形成するためには、市民にこれまで以上に景観への関心を持ってもらうことが大切です。そのために、市民の共感が得られる分かりやすい計画にします。
- 計画を広く周知し、地域の身近な景観に関心を持ってもらうとともに、日常的な行動が景観形成の要素となっていることに気づいてもらい、市民の良好な景観形成に対する意識醸成につなげます。

Point 2

多様な資源や主体、施策や取組等をつなぐ

体系や仕組みづくり

- 本市には、自然、歴史・文化、暮らし・営み等に培われた多様な景観資源があります。また、景観形成には市民や市民活動団体、事業者、大学、行政など様々な主体が関わっています。
- また、市の最上位計画である総合計画が掲げる都市像の実現に向けて、様々な分野において個別具体の施策や取組が展開されています。
- 一方で、各主体や各分野の施策・取組は個々に展開されており、取組内容や進捗状況、成果が十分に共有されていない状況です。
- それらの多様な資源や主体、様々な分野の施策や取組を景観の視点からつなぎ、全市一体となった総合的なまちづくりを推進するための連携体系や仕組みづくりを検討します。

Point 3

姫路城周辺地区景観ガイドプランの思想の継承

- 世界遺産姫路城は、本市の重要な景観であることから平成元年に「姫路城周辺地区景観ガイドプラン」(以下、ガイドプラン)を策定し、取組を推進してきました。
- ガイドプランは、平成30年に目標年度に達しましたが、良好な景観形成に向けて専門部会や審議会等で継続して検討を行っています。
- このガイドプランの思想をしっかりと本計画に引継ぎ、本市を象徴する姫路城とその周辺については、次の世代にも継承できるよう、良好な景観形成に向けた検討を行います。

5. 計画の位置づけ

本計画は、「姫路市都市景観条例」に基づいて策定するもので、本市の景観形成の基本的な方向を明らかにするとともに、関連する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本となるものです。

また、市民、事業者、行政などが参画と協働により、景観形成を進めるための指針としての役割を担うものとなっています。

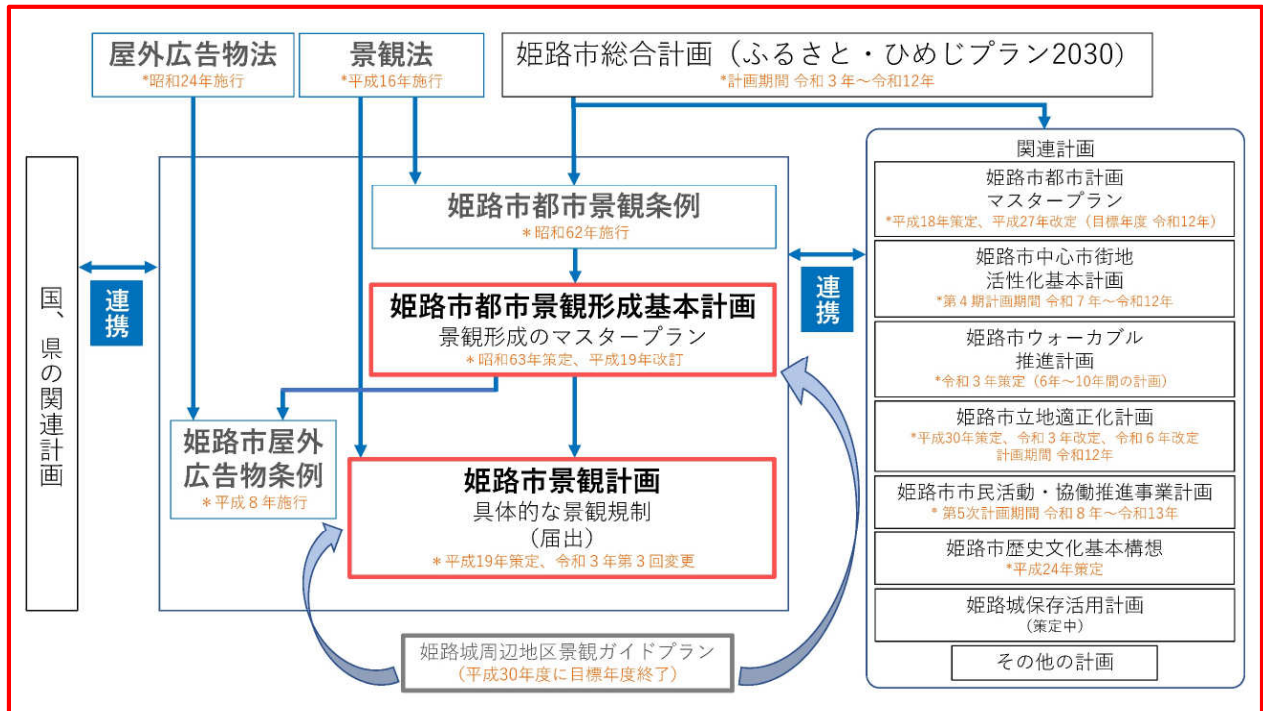


図 本計画の位置づけ

6. 構成と内容

第1章

景観形成の目標と方針

1-1. 景観形成の基本理念

1. まもる 2. つくる 3. そだてる 4. いかす 5. つなぐ

1-2. 景観形成の基本目標

愛着、親しみ、誇りを感じ・つなぐ美しい姫路

1-3. 景観形成の基本方針

方針1 誇りと愛着のある景観づくり
方針2 何度も訪れたい景観づくり
方針3 景観とともに育む人づくり

第2章

景観形成計画

2-1. 景観構造と類型

景観核 景観軸 ゾーン景観 眺望景観

2-2. 類型別景観形成計画

(1)景観核	(2)景観軸	(3)ゾーン景観	(4)眺望景観
①都市景観核 ②地域景観核	①都市軸 (シンボル道路) ②産業活動軸 (幹線道路) ③水緑軸	①歴史的町並み景観形成ゾーン ②住宅地景観形成ゾーン ③田園集落地景観形成ゾーン ④公園緑地景観形成ゾーン ⑤商業業務地景観形成ゾーン ⑥工業地景観形成ゾーン ⑦港景観形成ゾーン	①姫路城景観 ②山並み景観 ③海浜・ ^{とうしょ} 島嶼 景観

夜間景観

2-3. 姫路城周辺エリアの景観形成計画

(1)特性と課題 (2)姫路城周辺エリアの設定 (3)姫路城周辺エリアの景観構造
(4)景観形成の方策

第3章

景観形成の推進方策

3-1. 基本的な考え方

「参画と協働の景観形成」

3-2. 施策の展開

(1)市民・事業者意識の醸成 ①普及啓発 ②景観資源の発掘・共有・活用 ③情報の収集・発信	(2)景観形成の取組の促進 ①活動支援と人材育成 ②市民・事業者・行政等のネットワークづくり ③参画協働型事業による景観形成	(3)行政による先導的な景観形成 ①規制・誘導手法の活用 ②広告物の景観誘導 ③公共事業による景観形成 ④横断的な連携体系の確立 ⑤その他関連施策・制度の活用
--	---	--

3-3. 施策実施のスケジュールと進行管理

(1) 施策の展開スケジュール (2) 進行管理 (3) 景観構造計画の見直し

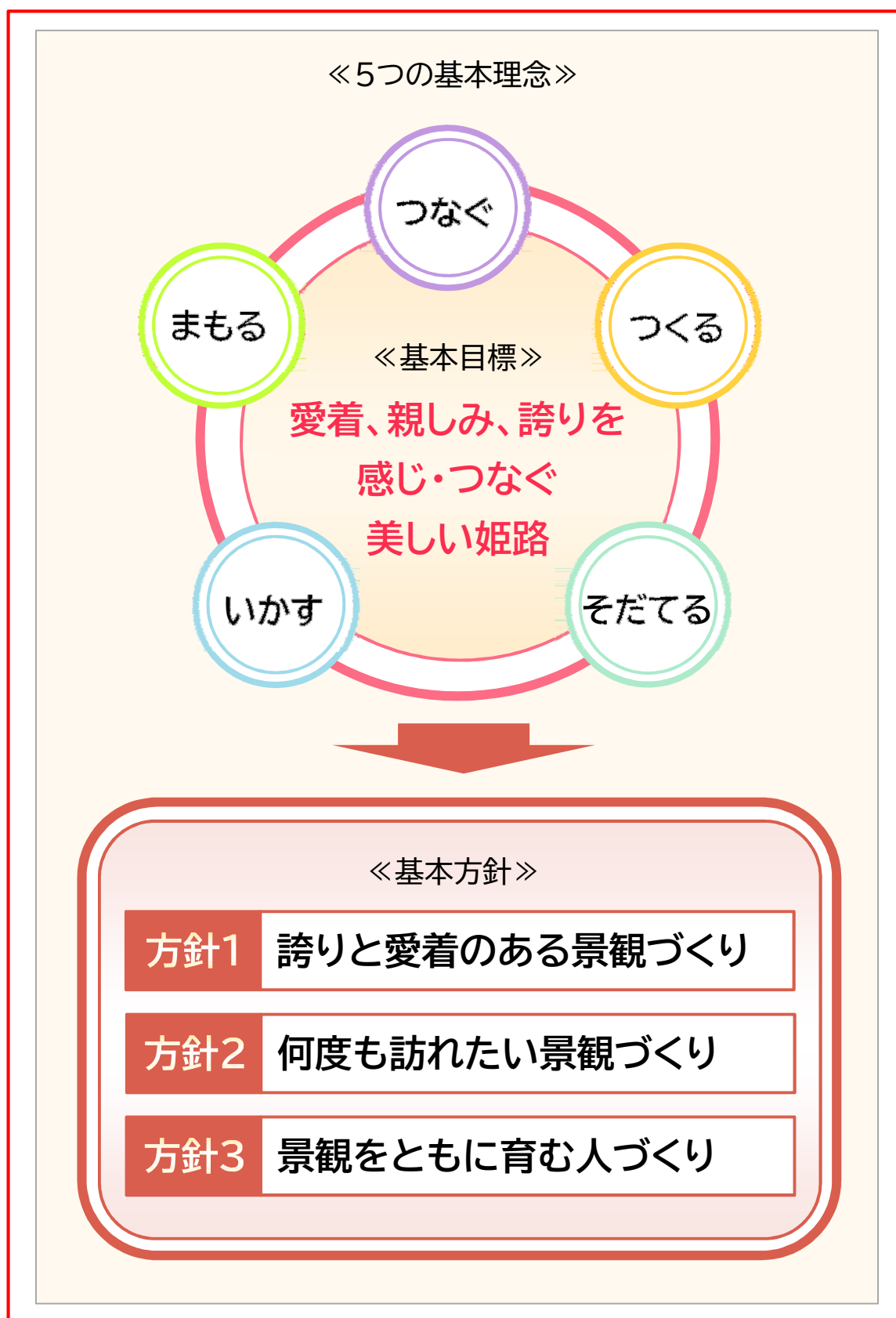
第 1 章 景観形成の目標と方針

1－1．景観形成の基本理念

1－2．景観形成の基本目標

1－3．景観形成の基本方針

◆ 景観形成の基本理念、基本目標、基本方針の体系



1-1. 景観形成の基本理念

本市は、美しい山々や河川、瀬戸の海などの豊かな自然や世界遺産姫路城をはじめとする歴史・文化などの数多くの景観資源があります。美しい景観形成にあたっては、景観特性を踏まえた取組を展開することが重要です。

また、市民や市民活動団体、事業者、大学、行政等の様々な主体の参画と協働により、全市が一体となって取組みを進めていくことも大切です。

本計画では、美しい景観形成を図るために「まもる」「つくる」「そだてる」「いかす」「つなぐ」の5つの基本理念を掲げます。

1. まもる

本市は、山々や河川、海浜・島嶼^{とうしょ}※など豊かな自然を背景に、世界遺産姫路城をはじめとする歴史・文化などの景観資源があります。

それらの景観資源は、長年にわたる努力により蓄積された本市固有の景観であり、まちの個性(アイデンティティ)となっています。

これら本市固有の景観を大切に守り、次の世代に残すべき市民の共有財産として保全・継承します。



(山々や河川、海浜・島嶼^{とうしょ}などの豊かな自然)



(世界遺産姫路城)



(伝統的な建物が残る町並み)



(伝統的なお祭り：家島天神祭)

※島嶼^{とうしょ}：大小の様々な島をさします。

2. つくる

刻々と変化する社会情勢や多様な市民ニーズに対応し、魅力あるまちにするためには、新たなまちづくりや建築物等の整備において、水や緑などのうろおいが感じられる環境づくり、周辺環境との調和、統一感のあるデザインなど成熟した都市にふさわしい質の高い都市空間の創出が求められます。

優れた景観資源を生み出す創意工夫により、将来に継承するにふさわしい、美しく誇れる景観を創出します。



(市のシンボルとなる
姫路駅周辺と大手前通り)



(うろおいが感じられる
夢前川の遊歩道)



(緑豊かな統一感のある
住宅地)

3. そだてる

本市には、歴史的な街道や沿道の町並み、史跡や祭、花や緑・河川といった身近な自然など、大小様々な景観資源が分布し、地域固有の景観となっています。

地域固有の景観の価値を高めるためには、地域住民が主体となって景観資源を掘り起こし、磨き育てていくことが大切であり、その地域にしかない個性や魅力をより一層、育成・発展させます。



(地域固有の文化的なお祭り：
灘のけんか祭り)



(緑化活動による花や緑の
ある景観づくり)



(地域の歴史や身近な自然が
感じられる遊歩道：宮堀川)

4. いかす

地域固有の景観資源を最大限に活かすことで、市民や来訪者などの多様な主体の交流を促すとともに魅力向上や賑わい創出を図ることが期待されます。

地域を特徴づけている景観資源、人々が愛着を持っている場所や景観、人々の記憶に残る思い出の景観などの魅力を引き出し、まちづくりの中で積極的に活用することで、市民や訪れる人々が喜びを感じられる景観を形成します。



(商店街での交流イベント：
ゆかた祭り)



(古民家の活用による
地域活性化)



(大手前通りの歩行空間を
活用した賑わいの創出)

5. つなぐ

本市の景観は、自然、歴史・文化、暮らし・営み、市民活動等が密接に関わりながら形成されています。また、本市では市民や市民活動団体、事業者、大学、行政等の様々な主体が景観に関する活動に取り組んでおり、それらの一つひとつの取組が市全体の景観に影響を与えています。

各主体の景観に対する意識を高めつつ、多様な主体や様々な分野と連携しながら魅力や個性のある景観形成を進めます。



(市民への景観意識の醸成：
景観タウンウォッチング)



(市民主体による景観まちづ
くり活動の実践：野里地区)



(市民・事業者との協働による
緑化活動の推進)

1－2. 景観形成の基本目標

美しい景観を形成するための本市が目指す景観像を基本目標として定めます。

《基本目標》

愛着、親しみ、誇りを感じ・つなぐ美しい姫路

本市は、美しい山河、穏やかな瀬戸の海、肥沃な播磨平野などの豊かな自然を背景に、世界遺産姫路城をはじめとする歴史・文化を継承しつつ、播磨地域の中核都市にふさわしい快適な住環境、活力ある商工業を育んできました。それらが調和した景観は、市民の愛着と誇りを育むとともに、観光客など来訪者を惹きつける魅力の源泉ともなっています。

こうした姫路らしい景観を、市民、事業者、行政等の参画と協働により、まもり、つくり、そだて、いかし、つなぐことで、全市一体となって美しい景観づくりを目指します。

1-3. 景観形成の基本方針

本市が掲げる基本理念や目標を実現するため、3つの基本方針を定めます。

方針1 誇りと愛着のある景観づくり

本市の豊かな自然環境や世界遺産姫路城をはじめとする歴史・文化、地域特性に応じたつくり上げられてきた生活や産業等の景観は、その長い歴史の中で築かれた本市固有の貴重な財産です。

また、近年では姫路駅周辺や大手前通りなどの再整備等により、本市の新たな魅力が創出されています。

これらの景観を大切に、次の世代に継承していくためには、市民一人ひとりが身近な景観資源の価値を再認識し、関心を持つことが重要です。

そのため、豊かな自然や歴史・文化、風土などの本市固有の景観資源について再評価を行い、市域全体へと裾野を広げながら、市民の誇りと愛着を育む景観形成を進めます。

それにより、市民一人ひとりが姫路で暮らすことの心地よさや喜びを感じられる景観づくりを目指します。

方針2 何度も訪れたい景観づくり

本市の景観は、世界遺産姫路城をはじめ、豊かな自然や歴史ある寺社仏閣など一見の価値があり、何度訪れても喜びや感動があります。

また、地域の伝統的な祭りや産業といった文化にも触れることができるなど、多種多様な景観要素で構成されています。

これらの景観要素を様々な施策や取組と組み合わせながら最大限に活かすことで、様々な人々の交流を生み出し、魅力的で何度も訪れたいくなる景観づくりを進めます。

方針3 景観とともに育む人づくり

本市の美しい景観を守り育てていくのは市民や市民活動団体、事業者、大学、行政等の様々な主体であり、一人ひとりが景観を構成する要素となっています。

将来にわたり美しい景観を形成するためには、一人ひとりが景観に対する誇りや愛着を持ち、「まちの景観を守りたい、まちをもっとよくしたい」という気持ちを育てることが大切です。

そのため、景観の効果や重要性の普及啓発、歴史・文化に触れる機会の創出など市民の景観への理解と関心を高めるとともに、事業者や市民活動団体などの多様な主体との連携、市民の声を反映させるための仕組みづくり、景観形成に関する活動への支援など、全市一体となって取組むための基盤である人づくりを進めます。

第 2 章 景観形成計画

- 2－1．景観構造と類型
- 2－2．類型別景観形成計画
- 2－3．姫路城周辺エリアの景観形成計画

2-1. 景観構造と類型

本市の景観は、市民に身近な景観やまちのシンボルとなる景観、山や川などの自然景観など、景観を構成する要素が様々あります。また、それらを捉える視覚的広がりや歴史的背景などによっても多様な展開がみられます。

本計画では、地形や都市構造の視点から「景観核(点)」、「景観軸(線)」、「ゾーン景観(面)」、「眺望景観」の4つの景観構造に分類するとともに、各景観構造について、土地利用や歴史・文化などの地域特性に応じて、さらに細かな類型に分類しました。

なお、4つの景観構造に共通する構成要素として「夜間景観」があります。

(1) 景観構造

① 景観核

景観核とは、まちのイメージを形成する景観上重要な場所です。

本市には、姫路城を中心としたまちのシンボルとなる「都市景観核」のほか、地域ごとに愛着を持って育まれてきた身近な景観資源である「地域景観核」があります。

② 景観軸

景観軸とは、都市の骨格となる幹線道路や河川などの線的な要素です。

本市では、まちの玄関口であるJR姫路駅から姫路城を見通す大手前通り、JR姫路駅から姫路港を結ぶ駅南大路がシンボル道路として「都市軸」を形成しています。また、産業活動や都市活動を支える「産業活動軸」として国道などの主要幹線道路が、まちにうるおいを与える「水緑軸」として市川や夢前川などの主要な河川・緑地があります。

③ ゾーン景観

ゾーン景観とは、面的な広がりを持つ同質景観のまとまりのことであり、主に土地利用の特性に応じて地域の景観的特徴が表れます。

本市では、住宅地、田園集落地、公園緑地、商業業務地、工業地、港などのまとまりあるゾーン景観が形成されているとともに、街道筋では歴史的町並みなど特徴あるゾーン景観が形成されています。

④ 眺望景観

眺望景観とは、都市の広範囲を眺める景観であり、地形や都市構造、都市の成り立ちなどを風景的に捉えた要素であると言えます。

本市では、山並み景観と海浜・島嶼^{とうしょ}景観が大地形として市街地を取り巻いており、その中で、姫路城の眺望がシンボル景観として捉えられています。

※島嶼：大小の様々な島をさします。

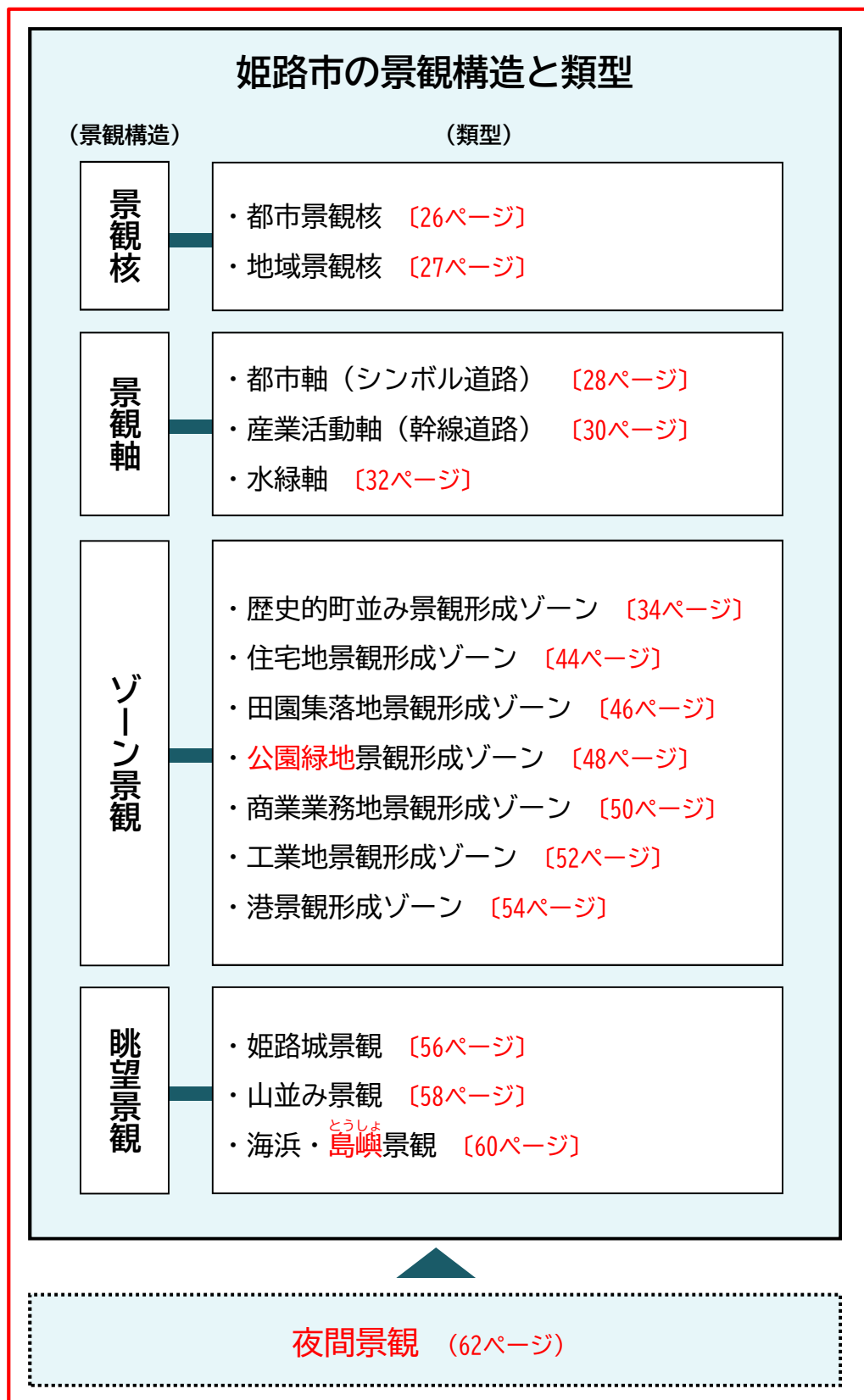
《夜間景観》

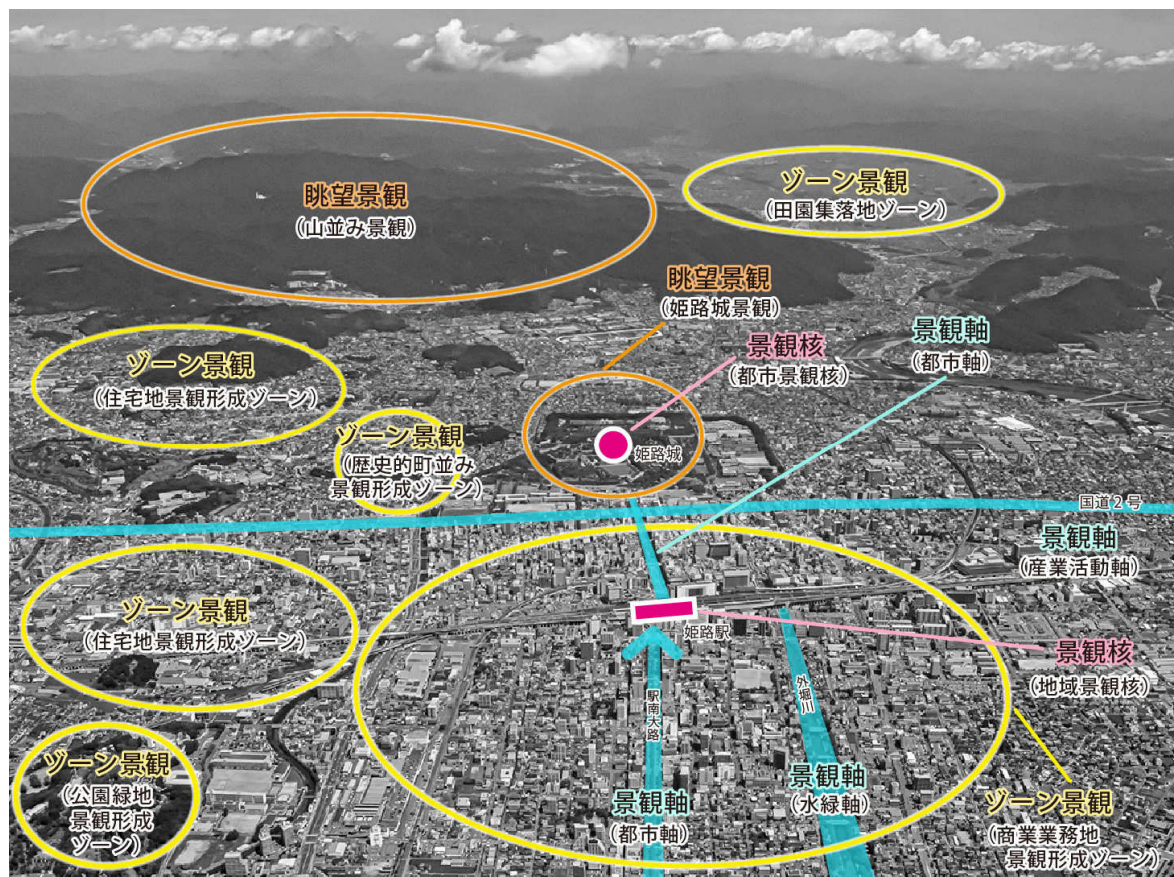
夜間景観とは、日中と異なった光の演出などによる夜間のまちの魅力向上と、住環境に配慮した安全性の確保、自然環境に配慮した暗さの保全などを指します。

本市では、姫路城周辺などのライトアップによる魅力的な景観づくり、住環境や自然環境に配慮した夜間景観の誘導など、景観構造や類型ごとに方針や取組を整理しています。

(2) 景観構造と類型の体系

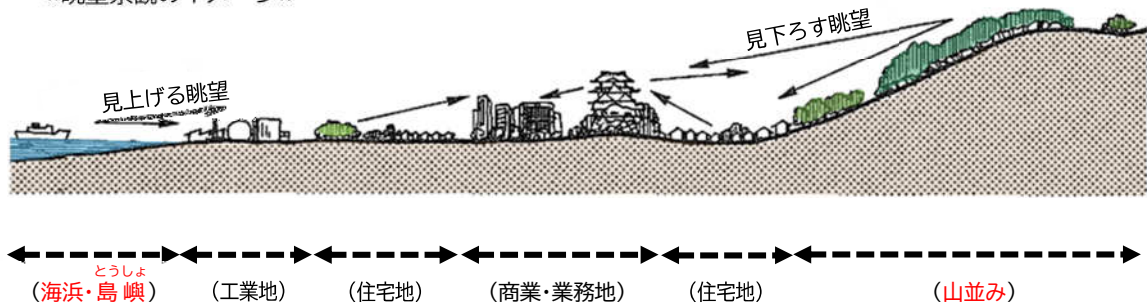
本市の景観構造と類型の体系図を以下に示します。



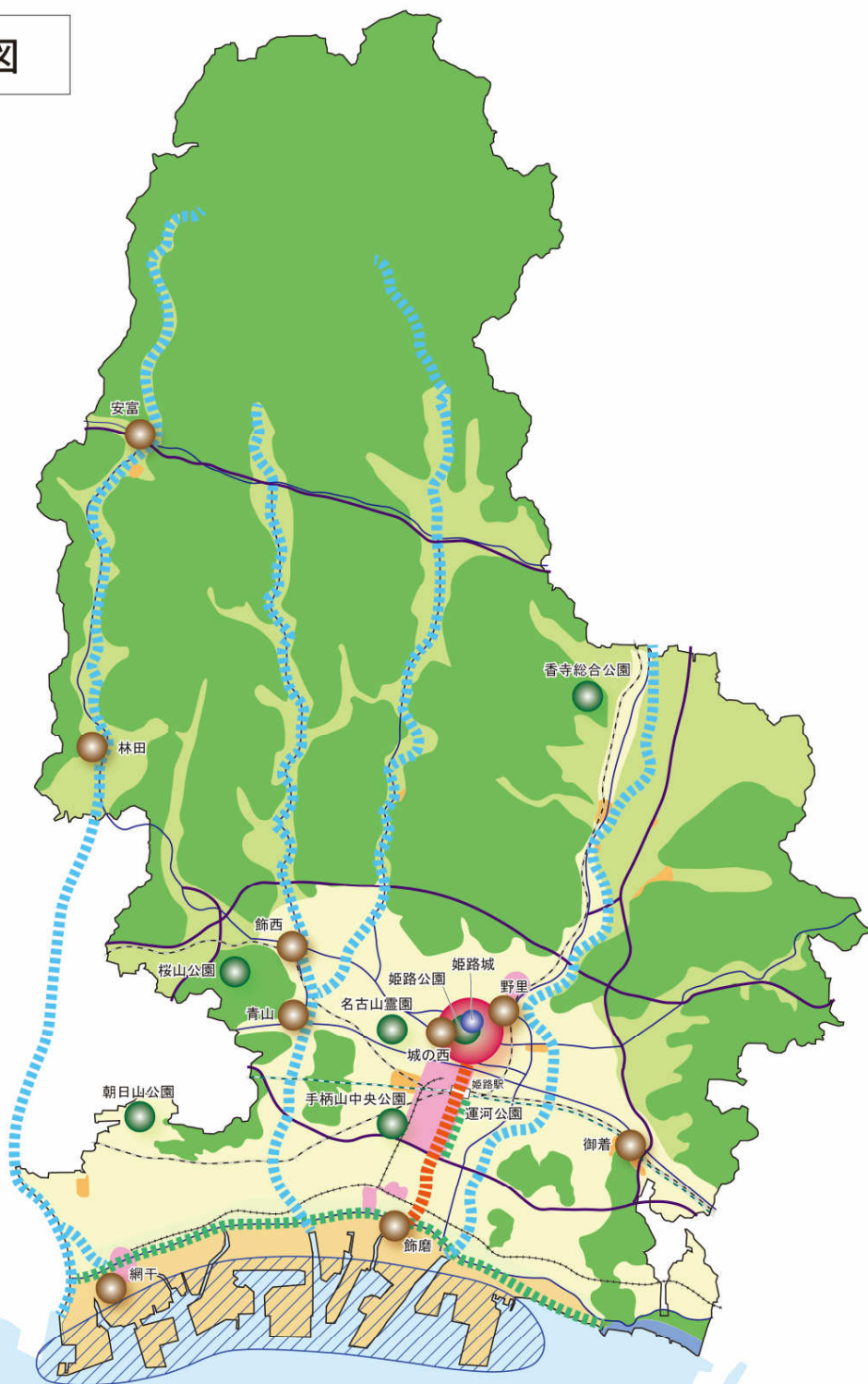


(景観構造とタイプのイメージ)

◀眺望景観のイメージ▶



景観構造・類型図



凡 例

景観軸		姫路城周辺エリア	ゾーン景観		歴史的町並み景観形成ゾーン
		都市景観核（姫路城） 眺望景観（姫路城景観）			住宅地景観形成ゾーン
		都市軸（シンボル道路）			田園集落地景観形成ゾーン
		産業活動軸（幹線道路）			公園緑地景観形成ゾーン
眺望景観		水緑軸			商業業務地景観形成ゾーン
		山並み景観			工業地景観形成ゾーン
		海浜・島嶼景観			港景観形成ゾーン

※ 地域景観核は表示していません。
※ 公園・緑地景観形成ゾーンは 8ha 以上の総合公園と名古屋公園を対象としています。

2-2. 類型別景観形成計画

各景観構造について、類型別に見た「特徴と課題」を踏まえ、「基本方針」や「施策の方向」を定めます。

(1) 景観核

① 都市景観核

【特性と課題】

姫路城は、**世界遺産**として貴重であるばかりでなく、全市的な景観核でもあり、大手前通りの風格ある景観と一体となって本市を代表する都市景観核を構成しています。今後、姫路城を象徴とする姫路らしい景観イメージを高めていくことが望まれます。

【基本方針】

- 姫路城の城郭としての魅力の向上や創出を図ります。
- 周辺市街地と一体となった姫路城景観の保全・活用を図ります。

【施策の方向】

ア 姫路城景観の保全と演出

- ・姫路城の保存・修理
- ・姫路城及び**姫山樹林**の一体的な景観の保全
- ・姫路城のライトアップ
- ・**照明効果や視界を妨げる広告物や樹木等の整備**
- ・姫路城周辺地域における城と調和した景観の誘導



(姫路城)

② 地域景観核

【特性と課題】

本市には、西の比叡山と称される書寫山圓教寺などの優れた歴史・文化遺産や自然豊かな景勝地などがあり、景観の多様性を印象づける貴重な景観資源となっています。また、商業業務施設や公共公益施設、歴史・文化を伝える建築物などが、地域や地区の特色ある雰囲気醸成に重要な景観資源となっています。

地域や地区の景観を特色づけ、個性的な景観を育む拠り所となっているこれらの資源を核に、地域や地区ごとに**良好な景観形成を図ることが望まれます。**

【基本方針】

- 個性的で**地域や地区の魅力をもつ**景観形成を進めるため、**市民の愛着や誇りとなっている**景観資源の保全・活用を図ります。

【施策の方向】

ア 歴史・文化遺産の保全・活用

イ 地域や地区の景観資源の発掘

- ・歴史的、文化的価値の高い資源の調査
- ・地区ごとに大切にしたい資源の発掘

ウ 地域や地区の景観資源の保全・活用

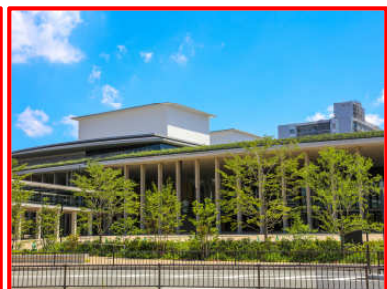
- ・景観上重要な建築物や樹木等の保存
- ・拠点施設の保全・修景
- ・公共公益施設の緑化・美化の推進
- ・景観資源の周知、PR
- ・ランドマークとなる**地域景観核のライトアップ**
- ・観光・レクリエーション利用の促進



(姫路駅)



(書寫山圓教寺)



(アクリエひめじ)

(2) 景観軸

① 都市軸（シンボル道路）

【特性と課題】

本市の玄関口であるJR姫路駅から姫路城を見通すことができる大手前通り、及び市役所、姫路港などを結ぶ駅南大路は、**本市**の都市景観を代表するシンボル道路です。

広幅員の道路に豊かな街路樹、安全で質の高い歩道空間など、シンボル道路にふさわしい道路空間が整備されているとともに、沿道建築物や**広告物等**の景観誘導がなされ、風格ある沿道景観が形成されています。

これらの道路は、本市のみならず播磨地域の中核的都市機能が集積し、市民や観光客等が訪れる場となっています。さらに、ライトアップや歩道空間を使ったオープンカフェなど**賑わい**の創出にも努めています。

こうした姫路らしさを代表する都市軸の景観を保全し、さらに質の高いものへと充実を図ることが望まれます。



(大手前通り)



(駅南大路)

【基本方針】

- デザインされた沿道建築物と植栽による豊かな緑により、連続性と統一感のある景観を形成し、本市の顔となる風格ある都市空間を創出します。
- 本市の都市軸として、風格と調和の中にも、賑わい、親しみ、うるおいが感じられる都市空間を創出します。

【施策の方向】

ア 沿道建築物・工作物などの景観誘導

- ・大規模建築物等及び広告物の規制・誘導

イ 快適な歩行者空間の創出

- ・ストリートファニチャー等の設置やオープンスペースの確保
- ・街路樹の適切な維持管理
- ・道路占用物の規制・誘導

ウ 都市イメージを高めるソフト事業の推進

- ・観光イベント等と連携した賑わい景観の誘導
- ・都市的魅力を生み出す取組の推進（ライトアップ、オープンカフェ等）



（大手前通り）



（オープンカフェ：大手前通り）



（駅南大路）

② 産業活動軸（幹線道路）

【特性と課題】

本市の幹線道路網は、市街地においては、国道2号、国道2号姫路バイパスなどの広域幹線道路と、これらと相互に連結した地域幹線道路が骨格的なネットワークを構成しています。また、周辺部では国道372号、国道29号などが**本市**中心部と周辺都市とを結び地域の構成を秩序づけています。これらは産業活動・都市活動を支える重要な基盤であり、景観上もまちの骨格となる重要な要素です。

これらの幹線道路では、道路整備に合わせて街路樹が植栽され、市街地内にあって緑豊かな軸線が形成されつつあります。一方で、沿道には郊外型店舗等の立地が進み、統一感のない外観の建築物や**広告物**などが氾濫し、雑然としているばかりでなく、緑が少なくうるおいに欠けるなどの問題があり、景観面に配慮した修景が望まれます。

とりわけ、国道2号などのような広域幹線道路については、市民だけでなく市外の人々に対しても本市を印象づける景観形成が望まれます。



(国道2号)



(店舗等が建ち並ぶ幹線道路：国道372号)

【基本方針】

- 沿道地区の性格や道路の機能に応じて、親しみ、うるおい、**賑わい**、ゆとり、思いやりなどが感じられる、沿道と一体となった良好な道路景観の形成を図ります。
- 道路植栽の整備を推進し、地域にふさわしい道路景観の形成を図ります。

【施策の方向】

ア 道路植栽と道路照明の計画的整備

- ・街路樹の植栽、整備と維持管理
- ・道路照明の計画的整備
- ・高架道路の修景

イ **快適な歩行者空間の創出**

- ・計画的な街路緑化と**適切な**維持管理
- ・舗装材への配慮

ウ 沿道建築物・工作物などの景観誘導

- ・大規模建築物等及び**広告物**の規制・誘導

エ 道路空間の景観阻害要因の除去

- ・**道路占有物の規制・誘導**
- ・道路標識や電柱架線の整理、統合
- ・無電柱化の推進



(県道阿成姫路停車場線：飾磨区阿成)

③ 水緑軸

【特性と課題】

南流する市川、夢前川、揖保川等の諸河川は、南北に連なる水と緑の軸として都市の骨格を形成しています。

本市を代表する市川や夢前川などは、北部の山林地域から南部の市街地までをつなぎ、自然豊かなグリーンベルトを形成しています。また、古くから交通、歴史・文化、産業など流域の多様なつながりを生み出してきた重要な軸でもあります。こうした河川の下流域では、サイクリングロードや河川緑地が整備され市民のレクリエーションの場となっていますが、上流・中流域では河川敷の利用が少なく、より市民が身近に水や自然に親しめる場や機会の創出が望まれます。

船場川などの市街地を流れる中小河川では、市街化の進展と河川改修により水路としての機能だけが重視され、水際への接近が容易でないことが多いですが、運河公園など親水空間整備も進められており、より一層市民が親しめる水辺空間の創出が望まれます。

また、臨海工業地域と市街地との境界に設けられた緩衝緑地は、東西方向の水緑軸として市街地環境を保全するとともに、レクリエーションの場ともなっており、うるおいある景観の形成が望まれます。

これらの水緑軸を、市民が身近に水や緑に親しめる貴重なオープンスペースとして活用し、市民生活に密着した生き生きとしたうるおいある空間とすることが大切です。



(夢前川)



(夢前町新庄の桜並木：夢前川)

【基本方針】

- 市川、夢前川などの主要河川は、山と海を結ぶ水と緑の軸として、**うるおいが感じられる景観形成**を図ります。
- 市街地内の河川や緑地は、貴重なオープンスペースとして、うるおいと親しみのある景観の形成を図ります。
- 河川ごとの機能や地域特性などを踏まえた河川整備を進めます。

【施策の方向】

ア 河川敷の整備

- ・河床及び護岸整備における配慮
- ・親水護岸など親水空間の整備
- ・堤上にある道路の修景

イ 河川沿いの歩行者空間の整備

- ・サイクリングロードや散策路の整備
- ・彫刻の設置や植栽による名所づくり

ウ オープンスペースの確保と緑化推進

- ・**河川緑地の適切な維持管理**
- ・**緩衝緑地の適切な維持管理**

エ 水と緑のネットワークの形成

- ・拠点となる公園・緑地等を結ぶ河川の修景・緑化の推進

オ 橋梁など工作物における**景観上の配慮**

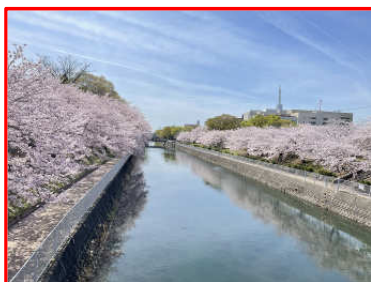
- ・橋梁などの適切な維持管理
- ・ランドマークとしての橋梁の照明デザイン

カ 河川沿いの建築物などの景観上の配慮

- ・**広告物**の規制・誘導
- ・河川に接する敷地部分の緑化

キ 水環境の保全

- ・ゴミの不法投棄防止
- ・生活排水等下水流入の防止
- ・河川環境美化の推進



(外堀川)



(緩衝緑地)

(3) ゾーン景観

① 歴史的町並み景観形成ゾーン

【特性と課題】

本市には、姫路城の城下町のほか旧山陽道(西国街道)や旧因幡街道などの旧街道筋の宿場町や港町があり、近世(江戸時代)や近代(明治、大正、昭和初期)に建築された建物が点在する情緒ある町並みが残っています。

一方、近年では、歴史的建造物の老朽化や市民の生活様式の変化等に伴う建て替えなどにより、こうした町並みの連続性が失われつつあります。

これらの歴史的町並みは、地域の個性を表すものであり、地域の生活文化の様子を歴史として現代に伝えるものでもあります。各地域の歴史的町並みの価値や重要性を十分に評価し、今後のまちづくりの中で引き継いでいくことが大切です。

【基本方針】

- 姫路城の城下町や旧街道筋に残る宿場町及び港町等の歴史的町並み景観を保全するとともに、調和のとれた一体性のある景観の形成を図ります。
- 歴史的・文化的に価値のある建築物や工作物等について、保存・修復に努めるとともに、まちづくりの中での活用を図ります。

【施策の方向】

ア 歴史的建造物の保存・活用

- ・歴史的建造物の保存・修復
- ・歴史的建造物の保存・活用に対する支援
- ・鎮守の杜や屋敷林の保存
- ・ランドマークとなっている建物を活かした景観づくり

イ 良好な町並みの形成

- ・町並みに調和した建物のデザイン誘導
- ・景観阻害要因の規制・改善
- ・空き家や空き地の適切な維持管理
- ・道路舗装の適切な維持管理

ウ 良好な町並みの形成に向けた普及・啓発

- ・良好な町並みの保全・向上に係る住民意識の啓発
- ・優れた町並みや住民活動に対する表彰・顕彰

エ 観光・レクリエーションの促進

- ・観光イベント等と連携した賑わい景観の誘導
- ・文化・交流施設等の回遊性向上
- ・周辺環境と調和した開発の誘導

ここでは、歴史的建造物の町並みが残っている安富地区、林田地区、飾西地区、青山地区、網干地区、飾磨地区、御着地区、野里地区、城の西地区について、特性や課題を整理しています。

①-1 安富地区

【特性と課題】



【区域図】

安富地区は市域の北西に位置しています。明治期に富栖村と安師村が成立し、昭和に入って2村が合併して安富町となり、平成18年に姫路市と合併して現在に至っています。

江戸時代までさかのぼると江戸中期に安志藩が成立して、廃藩置県まで続いていました。城はありませんでしたが、藩主屋敷や侍屋敷などがあり、現在は陣屋跡の土塁や侍屋敷の区画(石垣)が残っています。

一方、歴史的町並み景観形成ゾーンの対象範囲では、旧因幡街道を中心に寺院や酒造場など、歴史的に趣のある建築物が点的に残っており、住宅の建て替えが進む一方で、空き家・空き地がみられます。



(美装化された歩道)



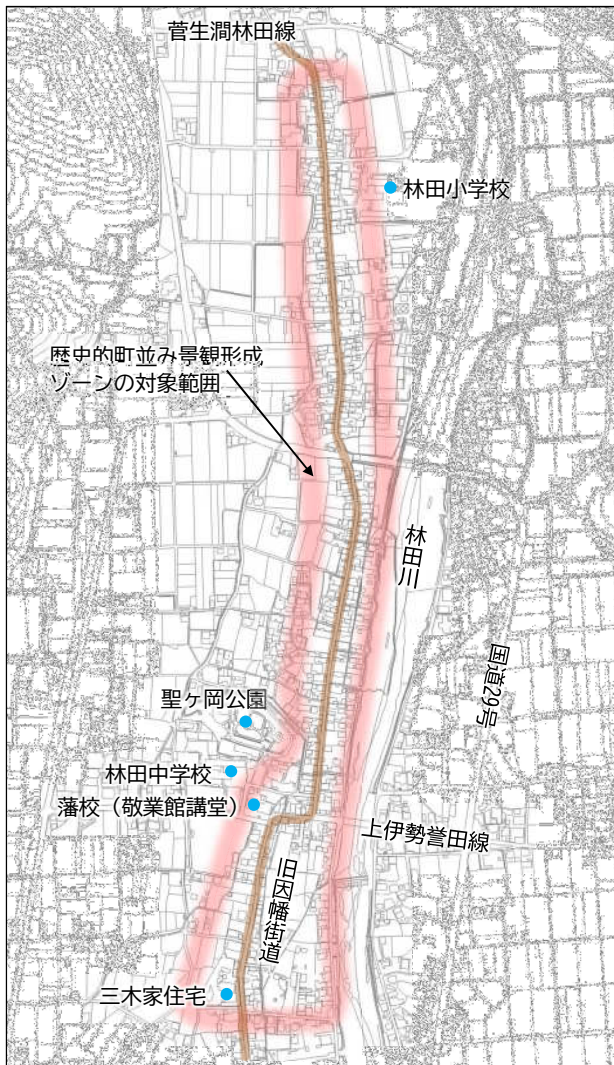
(下村酒造場)
(都市景観重要建築物等)



(白壁のある通り)

①-2 林田地区

【特性と課題】



【区域図】

林田地区は市域の北西に位置しています。明治期の廃藩置県で林田県と龍野県に属し、その後、林田村となりました。昭和に伊勢村と合併して林田町、姫路市と合併して現在に至っています。

江戸時代には林田藩が置かれ、藩主屋敷を中心に武家地や町屋が発達しました。

歴史的町並み景観形成ゾーンの対象範囲では、旧因幡街道を中心に藩校跡、大庄屋旧三木家住宅、酒造場など、歴史的に趣のある建築物が残っています。一方で、住宅の建て替えが進むとともに、空き家・空き地がみられるようになりました。



(長谷川家住宅)
(都市景観重要建築物等)



(大庄屋旧三木家住宅)
(県指定文化財)



(趣のある民家)

①-3 飾西地区

【特性と課題】



【区域図】

飾西地区は市域の北西に位置しています。明治の町村施行に伴い飾西郡余部村に、その後、飾磨郡に属し、昭和29年に姫路市に編入され現在に至っています。

江戸時代は姫路藩領、龍野藩領、幕府領など、めまぐるしく領主が変遷するなかで、旧因幡街道(美作道)の宿場町として栄えました。

歴史的町並み景観形成ゾーンの対象範囲では、当時の本陣門や蔵元は取り壊されてしまいましたが伝統的意匠の建築物は点在しており、宿場町の雰囲気を感じることができます。当時をしのぶ歴史的な町並みの連続性は失われつつありますが、景観に配慮した住宅への建て替え等が行われています。



(旧因幡街道の町並み)



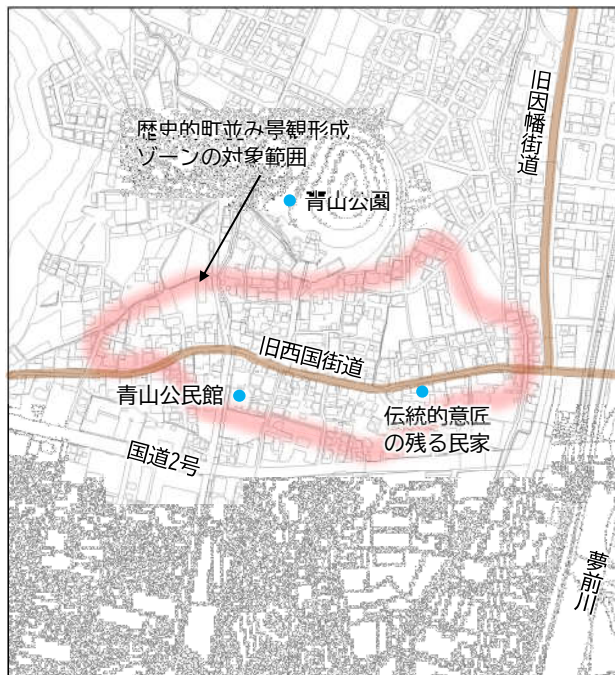
(伝統的意匠の民家)



(門構えの美しい町並み)

①-4 青山地区

【特性と課題】



【区域図】

青山地区は市域の北西に位置しています。明治の町村施行に伴い飾西郡余部村に、その後、飾磨郡に属し、昭和29年に姫路市に編入され現在に至っています。

江戸時代は姫路藩領、龍野藩領、幕府領、一橋家領などめまぐるしく領主が変遷されました。青山は宿場町ではありませんでしたが、街道の拠点となった町で、継飛脚番所(旧青山村庄屋の菅原家)が置かれていました。

歴史的町並み景観形成ゾーンの対象範囲では、旧西国街道沿いや裏路地に、当時の面影が感じられる建築物が点在しており、当時の繁栄を感じることができます。一方、空き家・空き地がみられますが、景観に配慮した住宅の建て替えが行われています。



(旧西国街道の町並み)



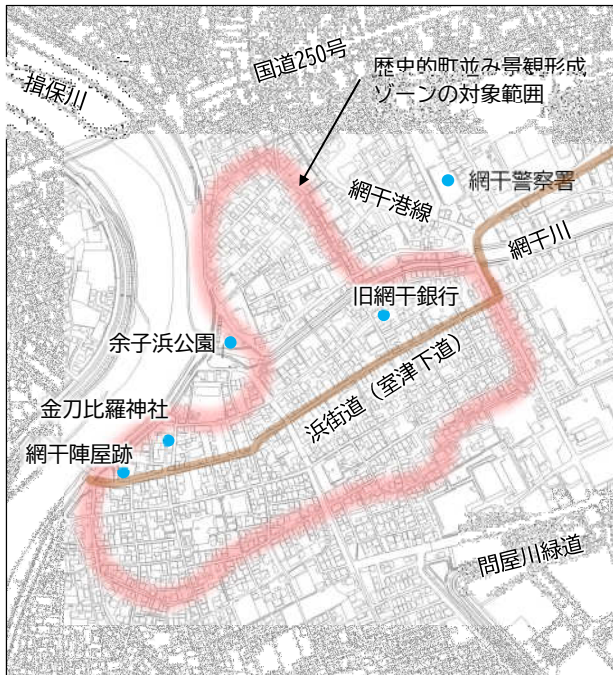
(伝統的意匠の残る民家)



(旧西国街道の町並み)

①-5 網干地区

【特性と課題】



【区域図】

網干地区は市域の南西に位置しています。明治期の合併により網干町が成立し、昭和に入ってから旭陽村が網干町に編入され、昭和21年に姫路市と合併して現在に至っています。

江戸時代は姫路藩領から龍野藩領となり、その後、丸亀藩領・龍野藩領・幕府領に分かれ、明治に至りました。網干は揖保川の水運による交易が盛んに行われ、特に醤油などの国産品の搬出港として利用されていました。古い町並みは余子浜、興浜、新在家の所々に虫籠窓を備えた商家の建物が連なっています。

歴史的町並み景観形成ゾーンの対象範囲では、丸亀藩の網干陣屋跡や国の登録文化財である加藤家住宅、旧網干銀行など多くの歴史や文化が感じられる建築物や、商店街の町並みなど、当時の雰囲気が比較的、面として残っています。一方で、空き家・空き地がみられます。



(浜街道(室津下道)沿いの町並み)



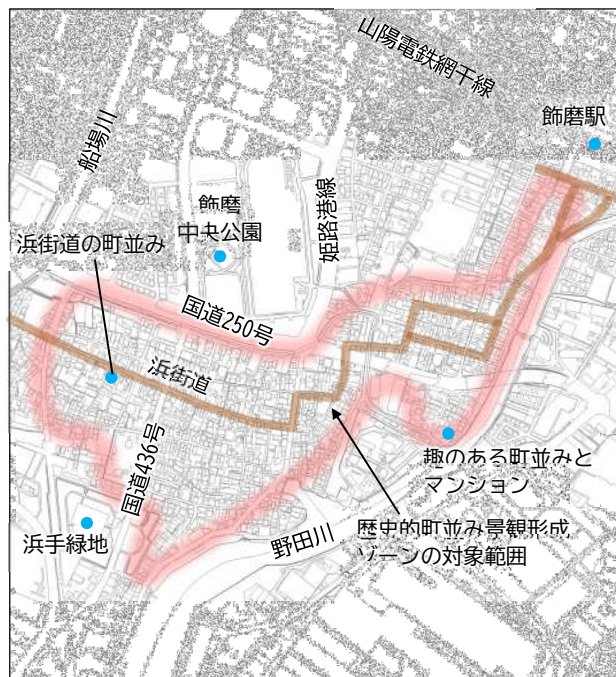
(旧網干銀行)
(都市景観重要建築物等)



(加藤家住宅)
(国登録文化財、都市景観重要建築物等)

①-6 飾磨地区

【特性と課題】



【区域図】

飾磨地区は市域の南部に位置しています。明治期の町村制により飾東郡飾磨町が成立し、その後、飾磨郡飾磨町に変更され、昭和に入ってから周辺町村と合併して飾磨市となり、昭和21年に姫路市と合併して現在に至っています。

江戸時代は姫路藩町奉行の直轄下となっており、野田川河口に開けた飾磨津は、北前船や西国船の寄港や貢米の運搬など、諸物資や商人で活気づくとともに、姫路藩の外港として重要な位置を占め、船場川や宮堀川は水運の重要な役割を果たしていました。明治時代に入ると臨海部では多くの近代工場が建設され、特に紡績業や製鋼業が立地し、工業の街として栄えるとともに、蹄鉄屋、馬具店等が軒を並べていました。

歴史的町並み景観形成ゾーンの対象範囲では、このような廻船問屋の屋敷や商店等、当時の町並みが比較的、面として残っています。一方、細街路に面した場所では空き家・空き地がみられます。



(浜街道沿いの町並み)



(今村家住宅)
(都市景観重要建築物等)



(趣のある町並みとマンション)

①-7 御着地区

【特性と課題】



【区域図】

御着地区は市域の東部に位置しています。明治の町村制施行より飾東郡御着村と他2村と合併して御国野村(旧御着村域は大字御着となる)が成立し、その後、飾東郡と飾西郡の合併により大字御着は飾磨郡に属します。昭和に入り大字御着の一部を大字西御着として分割され、昭和32年に御国野村が姫路市に編入し、現在に至っています。

室町の頃に御着城が構えられ播磨国の政治の要所として、市が立つほど栄えていましたが、豊臣秀吉に敵対したため落城しています。その後、江戸時代に入ってから本陣が置かれ、主に西国大名の休憩や宿泊地として賑わいました。

歴史的町並み景観形成ゾーンの対象範囲では、旧西国街道沿いに伝統的意匠の建築物が点在しており、塀と庭木の美しい通りとなっています。

一方、空き家・空き地は比較的少なく、住宅の建て替えも行われており、良好な景観を形成しています。



(旧西国街道の町並み)



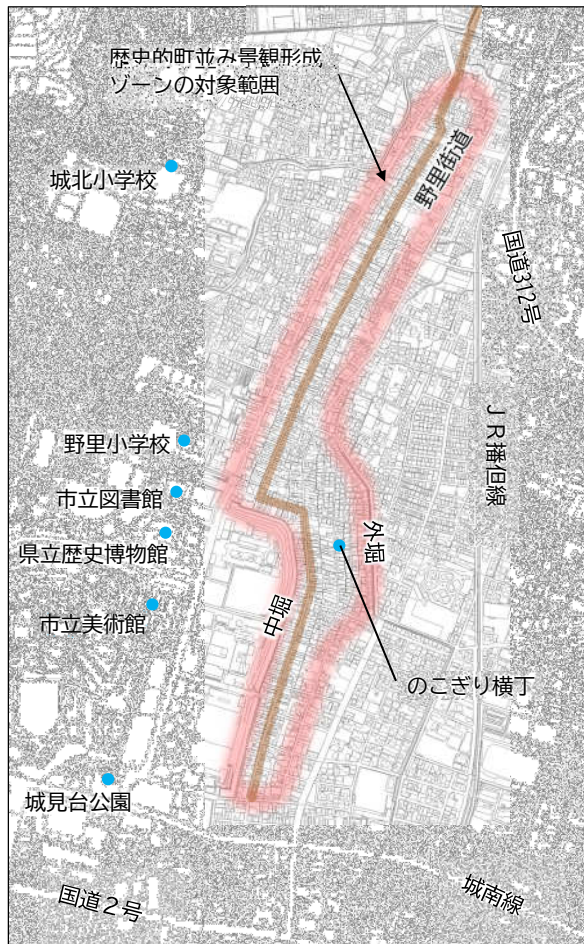
(小原家住宅)
(都市景観重要建築物等)



(白壁が続く路地)

①-8 野里地区

【特性と課題】



【区域図】

野里地区は姫路城の北東に位置し、世界遺産姫路城のバッファゾーンに位置づけられています。

江戸時代の野里は、野里街道(旧生野街道)沿いの町人地と、それを囲うように中堀・外堀付近に配置された武士地からなる城下町となっていました。

野里街道沿いの町人町では、道に接して軒を差し出すように建てられた切妻平入型の町屋が並び賑わいを見せていました。現在も江戸から昭和初期にかけて建てられた多くの町屋が残っており、これらの町屋を住まいのほか飲食店等として活用されています。

また、金屋町や八木町など中堀・外堀に囲まれたエリアでは、家屋が道に対して斜めに建ち、町並みがノコギリ状に斜向した「のこぎり横丁」が形成されています。



(歴史的建造物を活用した店舗①)



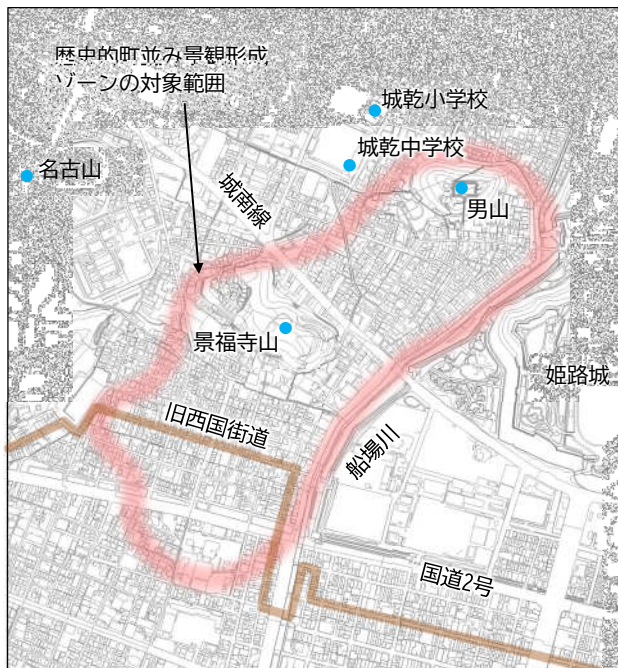
(歴史的建造物を活用した店舗②)



(のこぎり横丁の町並み)

①-9 城の西地区

【特性と課題】



【区域図】

城の西地区は姫路城の西に位置し、世界遺産姫路城のバッファゾーンに位置づけられています。

江戸時代に船場川が改修され城下から飾磨港との間に水運が発展すると、材木町や博労町などの町が発達してきました。また、旧西国街道は参勤交代の要路でもあり、町屋が立ち並んで栄えていました。

現在は姫路空襲の被害を受けなかった一部に、江戸時代の町屋が残っています。

一方、旧西国街道沿道の龍野町ではマンションの建設、材木町では歴史的建造物の老朽化がみられます。



(男山頂上から望む姫路城)



(趣のある建築物が残る町並み)



(初井家住宅)
(都市景観重要建築物等)

② 住宅地景観形成ゾーン

【特性と課題】

住宅地は最も一般的に見られる生活空間の景観ですが、その姿は一様ではなく、都心部に近い中高層住宅地、郊外の戸建て住宅地、農村や漁村から発展した住宅地など、地域の特性に応じた多様な住環境が形成されています。

既成市街地では、土地区画整理事業等の都市基盤整備により、中低層住宅を主とする町並みが形成されてきましたが、低層住宅と中高層住宅の混在による町並みの不調和などが見られます。

一方で、姫路城周辺などにある規模の大きな集合住宅では、事業者が自発的に周辺環境と調和した色彩や意匠にしているなど、景観に配慮された建築物も一定見られます。

旧集落周辺や周辺部においては、ミニ開発など農地の無秩序な宅地化が進んでおり、旧集落の面影の喪失や雑然とした景観も見られます。

また、既成市街地にある丘陵は緑の景観として重要ですが、山麓部での宅地開発により緑が失われ、高いコンクリート擁壁等が露出するなど殺風景な景観が生じています。

このため、市民の最も身近な生活空間である住宅地を美しく、快適でゆとりのあるものにしていくことが望まれます。



(リビオ姫路大津)



(景観に配慮した高層の集合住宅)

【基本方針】

- 既成市街地の住宅地では、宅地の細分化を防ぎ、緑を保全し、美しい町並みを育成します。
- 周辺部の市街化途上にある住宅地では、周辺の田園や山並みなどとの調和に配慮しつつ、基盤の整ったゆとりとうるおいのある住宅地を形成します。
- 新規の住宅地では、町並みに配慮した住環境整備を進め、魅力的な美しい景観の形成を図ります。
- 規模の大きな集合住宅においては、周辺への影響に配慮し、規模や色彩、意匠について景観誘導を図ります。

【施策の方向】

ア 良好な町並みの保全と創出

- ・良好な町並みの保全・向上に係る住民意識の啓発
- ・優れた町並みや住民活動に対する表彰・顕彰
- ・大規模建築物等及び広告物の規制・誘導
- ・建築協定、地区計画制度等の活用
- ・無電柱化の推進

イ 住環境の改善、住環境悪化の未然防止

- ・緑化、まち美化の推進
- ・コミュニティ道路、市民広場等の設置
- ・周辺環境と調和した開発の誘導
- ・住環境や安全安心に配慮した適切な夜間景観の誘導

ウ 緑化の推進

- ・敷地と道路の境界部分やバルコニーなどの緑や花による演出等の促進
- ・道路や公園などの花と緑にあふれるまちづくりへの住民参加の促進
- ・緑地協定等の活用



(サバービア豊富)

③ 田園集落地景観形成ゾーン

【特性と課題】

市域中北部及び既成市街地の郊外部では、山並みを背景に、川沿いや山間部に広がる農地や農村集落、谷筋の山村集落、里山や河畔林などの樹林地、鎮守の杜などが一体となった、自然豊かで美しい田園集落地景観が広がっています。

この景観は地域の自然と共生する暮らしの景観として、地域の人々の原風景となるとともに、なつかしいふるさとの景観として人々の心を和ませています。

しかし、都市化の進展等により、住宅や工場、資材置場など都市的利用の増加、野立広告物の乱立、不耕作地の増加など、田園景観の魅力が減じられつつあります。

一方で、**集落営農等による遊休農地化等**の防止、レンゲや**コスモス**など景観作物の栽培、地域と一体となったホタルのまちづくりなどの取組も進められています。

田園集落地景観は、地域コミュニティによるしっかりとした営農があつてこそ保たれ、それぞれの地域の特性に応じて、元気で美しい田園集落地づくりの取組を進めていくことが大切です。



(田園景観：太市)

【基本方針】

- 農地や里山の保全、農業の振興、集落環境の整備などを図り、田園が持つ多面的な機能を維持・発揮します。
- 田園環境を活かしたまちづくりや都市と農村の交流などを進め、農地、集落、里山等が調和した元気で美しい田園集落地景観の形成を図ります。

【施策の方向】

ア 田園集落地の保全・育成

- ・集落地の住環境整備と一体的な景観保全
- ・道筋、川筋の修景整備
- ・集落地の住環境や安全安心に配慮した適切な夜間景観の誘導

イ 農業の振興

- ・農用地の保全、水路・ため池等の整備など生産基盤の整備
- ・都市近郊農業や観光農業の振興
- ・休耕田や遊休農地の活用（景観作物の栽培など）
- ・営農環境に配慮した適切な夜間景観の誘導

ウ 身近な自然環境の保全と育成

- ・里山の保全と育成
- ・鎮守の杜などの保全



(集落地区計画：香寺町土師)



(コスモス畑：豊富町)

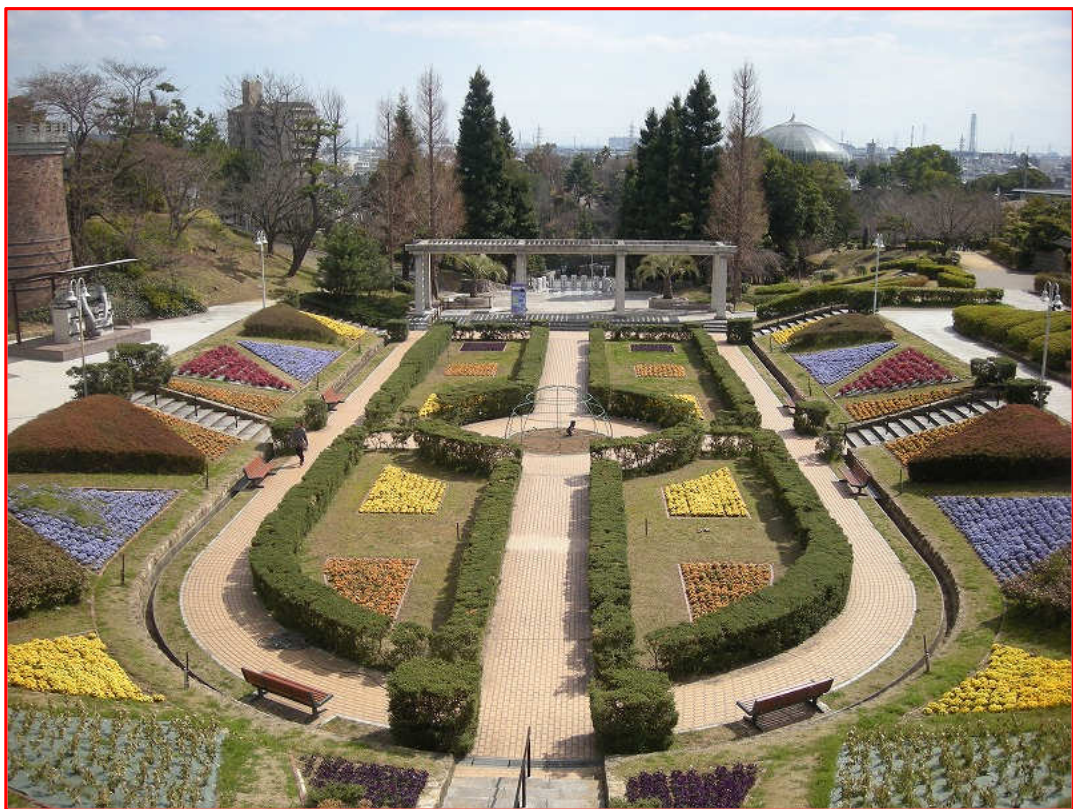
④ 公園緑地景観形成ゾーン

【特性と課題】

大規模な公園や緑地は、水や緑に恵まれた質の高い都市環境を支える基盤的要素であり、自然に親しむ憩いの景観を創出しています。

姫路公園や手柄山中央公園などは、従来から市民の身近なレクリエーション空間として親しまれているとともに、その地域における景観形成の核となっています。また、市域中北部では、豊かな自然環境にふれることができるレクリエーション拠点等が整備されています。

このような公園・緑地及びオープンスペースを緑の拠点として、豊かな環境をもつ本市のイメージ形成にも配慮しつつ、適切に整備・維持管理し、市民利用を促進することが大切です。



(手柄山中央公園)

【基本方針】

- 自然が豊かで憩いやレクリエーションの場となり、また地域景観の拠点ともなる公園・緑地の整備・維持管理を図ります。

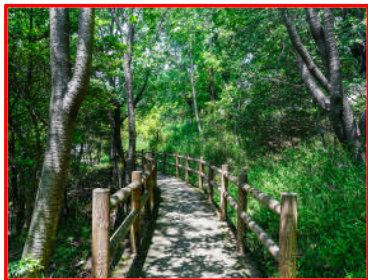
【施策の方向】

ア 公園・緑地の整備、維持管理

- ・オープンスペースの拡充と緑化推進
- ・個性のある公園・緑地の整備
- ・親しみと魅力ある余暇空間の実現
- ・公園・緑地の適切な維持管理

イ 自然環境を活用した交流拠点の整備

- ・自然環境を活かした交流拠点の整備と利用促進



(自然観察の森：太市)



(夢さき夢のさと農業公園：夢前町神種)

⑤ 商業業務地景観形成ゾーン

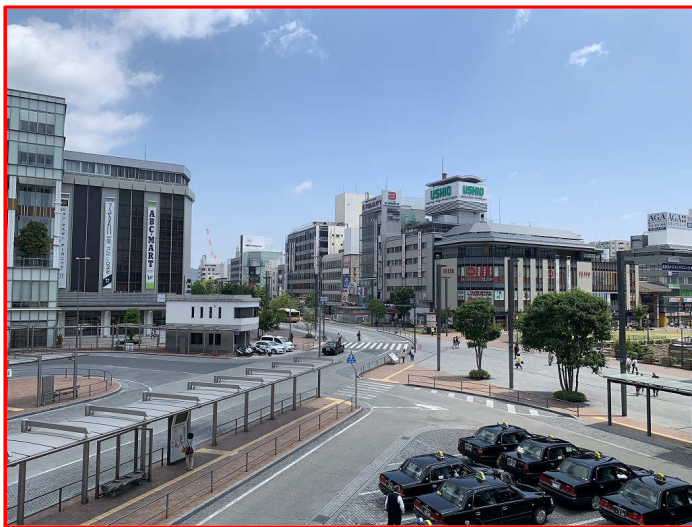
【特性と課題】

商業業務地は、多様な機能が集積し、多くの人々が集まる交流拠点として特色ある景観を形成し、**都市や地区の顔**となっています。

本市の商業業務地は、JR姫路駅をはさんで南北に広がる都心部が播磨地域の中核機能を担っているほか、**主要鉄道駅**を中心に地域の拠点が形成されています。

姫路駅北側の中心市街地では商店街の近代化が図られ、南側では駅南大路沿道に業務施設等が**集積**しています。しかし、建築物や**広告物**の不調和、空き店舗や低未利用地の存在もあり、**キャストイ21を契機とした市街地環境の改善**効果を活用しつつ、本市の顔にふさわしい一層魅力ある都市空間の形成が望まれます。

鉄道駅周辺などの地域拠点については、地域に応じた商業業務活動の振興、**賑わいや親しみが感じられるとともに楽しく歩ける魅力に富んだ都市空間の形成**が望まれます。



(姫路駅北駅前広場)



(御幸通り)

【基本方針】

- 都心の商業業務地では、都心機能や賑わいの充実を図り、本市の顔にふさわしい風格と個性のある景観の形成を図ります。
- 地域の商業業務地では、商業施設相互の調和を図るとともに、地域のまちづくり活動とも連携し、個性と親しみのある景観の形成を図ります。

【施策の方向】

ア 魅力ある商業業務地の形成

- ・大規模建築物等及び広告物の規制・誘導
- ・地区計画制度等の活用
- ・景観阻害物の除去・修景
- ・魅力向上や賑わい創出に向けたライトアップ

イ 快適な歩行者空間の創出

- ・歩道幅員の拡幅整備、舗装材への配慮
- ・公共サイン、ストリートファニチャー、広場等の設置
- ・夜間の安全な通行のための街路灯の設置
- ・水と緑による歩行者空間の演出

ウ 商店街の振興

- ・商店街活性化の推進
- ・商店街の魅力づくり(空き店舗対策や集客イベントなど)
- ・まちづくりと連携した賑わいの創出



(駅南大路)



(JR播但線野里駅周辺)

⑥ 工業地景観形成ゾーン

【特性と課題】

本市の工業地は、飾磨、広畑、網干、白浜の臨海部において、鉄鋼、化学、エネルギー、運輸などの大規模な工場・事業所が带状に集積しており、臨海工業地域としての特徴が見られます。また、市街地や山間部などのその他の地域においても、電気機械器具製造業及びナット、鎖、皮革等の地場産業や鉄工団地、家具団地があり、地域によってその様相が多様です。

工業地の景観は、生産機能そのものが景観として表れているため、一般的に閉鎖的で殺風景なものとなりがちですが、産業活力を映すものであり、産業都市姫路のイメージ形成にとっても重要です。

また、住宅地と工業地を隔てる緩衝緑地は、うるおいある景観を創出し、企業イメージや就業者の労働環境の向上に役立つとともに、周辺住民の憩いの場として活用されることもあり、工場と地域との調和を図ることにつながります。

工業は、本市を支える重要な産業であり、産業の高度化・活性化と合わせて、より快適で質の高い工業地景観の創出が大切です。



(臨海工業地域)

【基本方針】

- 本市の工業の特徴や立地条件を活かし、秩序と活力ある工業地景観の形成を図ります。
- オープンスペースなどの緑化や環境美化を進め、工場と周辺環境の調和した景観の形成を図ります。

【施策の方向】

ア オープンスペースの確保と緑化推進

- ・敷地際の整備と修景の促進
- ・景観に配慮した敷地内緑化の促進

イ 周辺道路、緑地などの整備

- ・道路緑化の推進
- ・**緩衝緑地**、緑地等の適切な維持管理

ウ 工場**建築物**等の景観誘導

- ・大規模建築物等の規制・誘導

エ 環境美化の推進

- ・景観阻害要因の除去・修景

オ **魅力ある夜間景観の形成**

- ・**工業地の夜景を楽しむための眺望点づくり**



(白浜**町**)



(**飾磨区**中島)



(海から望む臨海工業地域：飾磨**区**)

⑦ 港景観形成ゾーン

【特性と課題】

本市には、**国際拠点港湾**姫路港のほか、地方港湾家島港、**坊勢漁港等**の漁港があります。姫路港は播磨臨海工業地域の中心として物流や海上交通に大きな役割を果たし、都市・産業機能が表れた港景観を有しています。また、家島港は島の玄関口であり、**海運業や漁業**などと結びついた生活空間としての港景観を有しています。

姫路港では、姫路みなと祭などのイベントや、飾万津臨海公園、網干なぎさ公園など、市民が港と親しむ場や機会の創出が図られていますが、臨海部の大半が工場群に占められるなど、港の雰囲気や海辺の魅力を楽しむ場が少ない**のが現状です**。このため、港湾機能や交通機能の整備に加え、市民が海や港と親しむことができる港の景観づくりが大切です。

一方、家島の港は日々の交通、地場産業など生活活動の場であり、また海と関連した祭りや風習、信仰も色濃く残っています。港はまさに暮らしの場そのものであることから、地域の個性や伝統を尊重し、生活環境の安全性・快適性を高めるまちづくりの視点**での**港の景観づくりが大切です。



(姫路港：飾磨区須加)



(家島港と町並み)

【基本方針】

- 姫路港では、都市・産業活動を支える基盤として、活力ある港を整備するとともに、港や海に親しむ場や機会を創出し、海の玄関にふさわしい港景観の形成を図ります。
- 家島港や坊勢港では、島の暮らしや伝統を尊重しつつ、港と集落とが一体となったまとまりある景観の形成を図ります。

【施策の方向】

ア 海の玄関としての整備

- ・旅客船ターミナルのバリアフリー化の整備
- ・港への交通アクセスの整備

イ 港や海に親しむ場や機会の創出

- ・親水緑地等のウォーターフロントの整備
- ・港や海の魅力を高める夜間景観の誘導や演出
- ・観光・レクリエーション利用の促進

ウ 港や海にまつわる伝統・風習の継承

- ・港や海にまつわる祭りなどの継承



(飾万津臨港公園)



(網干なぎさ公園)



(家島天神祭)

(4) 眺望景観

① 姫路城景観

【特性と課題】

播磨平野の中央に位置する本市にあって、標高約46mの姫山に築かれた姫路城は本市を象徴するランドマークであり、市内の様々な場所から姫路城を眺望することができます。

とりわけ、JR姫路駅前から大手前通りを通して眺める姫路城や、広嶺山、名古屋山、手柄山、男山などから眺める姫路城の景観は、「世界遺産姫路城十景」としてとりあげられ、市民や来訪者に親しまれている姫路らしい眺望景観の典型です。また、新幹線等の車窓から市街地越しに垣間見える姫路城の眺望は、来訪者に姫路らしさを強く印象づけています。

さらに、姫路城の天守から見下ろす景観は、遠景の山々を背景とする市街地景観を一望することができる壮観な眺望景観となっています。

しかし、周辺の宅地開発や高層建築物の建設、屋上広告物の設置などにより、姫路城への眺望が遮られたり、姫路城から望むまちのスカイラインが不揃いになるなど、優れた眺望が阻害されつつあります。

こうした都市活動の中にあって、歴史や文化が感じられる眺望景観を保全・継承していくため、姫路城と調和した都市の景観づくりとともに、絵になる眺望を楽しめる眺望点の確保が望まれます。



(南から望む姫路城)

【基本方針】

- 姫路城の美しい眺望景観を保全・育成します。
- 姫路城をシンボルとした都市空間を創出します。

【施策の方向】

ア 眺望景観の形成

- ・眺望点の確保と広場整備
- ・眺望点からの見通しの確保
- ・姫路城周辺 **エリア**における城と調和した景観の誘導
- ・ **広告物の規制・誘導**

イ **天守**の背後に見える丘陵の自然環境保全

ウ 姫路城の演出

- ・姫路城のライトアップ
- ・ **姫山樹林**の保全



(西から望む姫路城)



(**天守**から東方向の眺望)

② 山並み景観

【特性と課題】

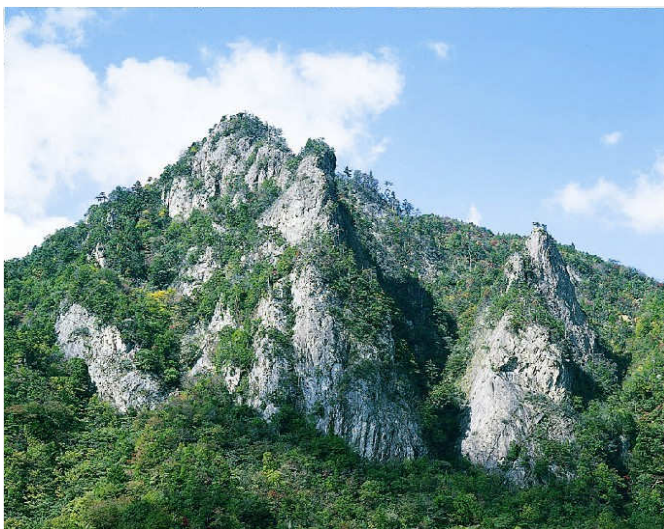
本市は、南北に長く、北部の山林地域から中部の田園集落地域、南部の平野地域、さらに播磨灘へと、流域としての多様な自然環境に恵まれています。

中でも北部の山林地域は、自然の美しさや自然への畏敬の念を感じさせるものであり、谷筋の農地や集落とも相まって、北部地域の景観を特徴づけています。また、市街地や田園集落地域を取り巻く山並み、市街地内に点在する丘陵などは、都市景観を秩序づける重要な要素であるとともに、都市化が進む地域にあって貴重な自然景観を形成しています。

こうした自然環境は、うるおいとやすらぎのある景観をつくる上で重要な要素ですが、都市活動の影響や不十分な管理のため荒廃もみられることから、適切な維持管理と保全が望まれます。



(安富ダム：安富町皆河)



(雪彦山：夢前町山之内)

【基本方針】

- 山林や谷筋、丘陵部の豊かな自然環境を保全し、市街地や集落と調和して姫路らしい景観を形づくる山並み景観を保全・育成します。
- 自然環境との調和に配慮しつつ、景観を楽しめる眺望点の整備等を推進します。
- 市街地近郊の丘陵の景観保全に向けて、開発や施設整備等に対する規制・誘導を図ります。

【施策の方向】

ア 自然環境の保全

- ・山林の保全
- ・優れた自然緑地の保全
- ・小丘の緑の保全と修景

イ 自然環境と調和した眺望点の整備

- ・眺望点となる広場等の整備

ウ 工作物等設置にあたっての景観誘導

- ・自然環境と調和した施設や工作物の整備
- ・鉄塔などの景観誘導

エ 自然環境と調和した開発等の誘導

- ・自然環境と調和する開発、施設整備の誘導
- ・自然環境を活かした観光・レクリエーション利用の促進



(市街地から見た山並みの眺望)

③ 海浜・^{とうしょ}島嶼景観

【特性と課題】

本市は穏やかな播磨灘を臨み、家島諸島を有するなど、海の自然環境に恵まれています。

白浜、的形、大塩などの自然海浜は、大半が工場群に占められている播磨臨海地域において貴重な^{自然}景観を形成しています。

家島諸島は瀬戸内海国立公園に属し、その眺望は瀬戸内らしい多島美を見せています。その一方で、地場産業である採石の島としても有名で独特の産業景観の側面も見られます。

こうした海浜や^{とうしょ}島嶼※は、うるおいとやすらぎのある^{景観}をつくる上で重要な要素ですが、産業活動の影響による荒廃の危険もあり、適切な維持管理と保全が望まれます。

※^{とうしょ}島嶼：大小の様々な島をさします。



(播磨灘に浮かぶ家島諸島)



(清水公園からの眺望：家島町宮)

【基本方針】

- 自然海浜や^{とうしよ}島嶼部の瀬戸内らしい景観を保全・育成します。特に^{とうしよ}島嶼部では、自然環境、集落、港等が一体となった島らしい景観を保全・育成します。
- 自然環境との調和に配慮しつつ、景観を楽しめる眺望点の整備等を推進します。
- 開発や施設整備にあたっては、海辺の自然環境と調和したものとしします。

【施策の方向】

ア 自然環境の保全

- ・優れた自然海岸、自然緑地の保全
- ・海浜環境の保全、養浜整備

イ 自然環境と調和した眺望点の整備

- ・眺望点となる広場等の整備

ウ 工作物等設置にあたっての景観^{誘導}

- ・海浜環境と調和した港湾施設や^{誘導}工作物の整備
- ・鉄塔などの^{誘導}景観誘導

エ 海浜環境と調和した開発等の誘導

- ・海浜環境と調和する開発、施設整備の誘導
- ・海浜環境を活かした観光・レクリエーション利用の促進



(弁天島：家島町防勢)



(小赤壁：木場)

《夜間景観》

本市における夜間景観(都市環境照明)とは、単に広範囲を一望する夜景を示すものではなく、風土、歴史、文化といったそのまちならではの条件に基づいた都市全体や各地区の特性に合わせた光環境の形成を意味します。また、都市機能を補うと同時に、将来にわたりまちの個性となりうるような光環境の創出を図ることも大切です。光で活性化させる地区、あえて暗さを保つ地区など、都市構造を活かした適光適所のゾーニングやその相互作用などへの配慮が、都市環境の豊かさを醸成するうえで重要です。

本市では、昼夜を問わず美しいまちの実現を目指し、平成6年3月に「姫路市都市環境照明ガイドライン」を策定(令和3年4月改定)し、これに基づいて姫路城や商業業務地のライトアップによるまちの魅力の創出、住宅地や田園などの暗さの保全、街路灯など周辺環境と調和した安全で快適な光環境の形成などの取組を進めてきました。



2-3. 姫路城周辺エリアの景観形成計画

(1) 特性と課題

姫路城を中心とするエリアは、世界遺産姫路城をはじめ、野里地区や城の西地区などの歴史的な町並み、男山や景福寺山などの丘陵、船場川などの河川、大手前通りや国道2号などの道路、姫路公園などの公園、五軒邸などの住宅地、大手前通りを中心とする商業業務地など、多様な景観特性を有しています。

姫路城は、歴史・文化遺産として貴重であるばかりでなく、姫路に住むことの誇りや親しみ、愛着を育み、本市を象徴する姫路らしい景観を構成する重要な要素です。とりわけ、JR姫路駅から大手前通りを通して見る姫路城は、市民はもとより観光客にも広く親しまれている象徴的な景観となっています。



また、姫路城とそれを取り囲む区域は、特別史跡及び都市公園に指定され、学校や美術館、歴史博物館など多くの公共施設、内堀や中堀の水辺、広いオープンスペースなど、城と一体となった豊かな水と緑の空間を有しており、市民の余暇活動や観光の拠点等として利用されるなど、歴史的、文化的な雰囲気を持つ特徴的なエリアです。



その周辺には、かつて姫路城の城下町として栄え、今もその歴史と伝統を伝える野里地区や城の西地区などの情趣ある歴史的な町並みが残っており、姫路城とともに伝統ある本市の個性を象徴する景観要素となっています。また、五軒邸などの住宅地には、静かで落ち着いた低層の住宅が連なり、良好な住宅地景観を形成しています。



大手前通り沿いは、広い歩道や緑豊かな植栽と高度利用された商業業務ビルが建ち並ぶ通り景観を形成し、また、その周囲には商店街や繁華街が連なるなど、賑わいのある商業業務地景観を形成しています。



また、播磨平野の中心に位置する姫山に築かれた姫路城は、いろいろな場所や角度から姫路城を眺望することができるとともに、姫路城天守からも、周囲の山々を背景とするパノラマ景観を楽しむことができます。



このように、重層的な景観特性を有するこのエリアは、最も強く「姫路らしさ」を印象づける本市の顔というべき地区であり、景観形成の上で極めて重要な役割を担っているとともに、日本が世界に発信する歴史・文化の象徴的な地区となっています。

しかし、大規模高層マンションの建築など都市化の進展により、姫路城への優れた眺望景観が失われつつあり、また、歴史的町並みを形成する建築物も、老朽化に伴う建て替えや除却等が進んでいます。

そのため、姫路城を中心に多様な景観特性を有する周辺のエリアを景観上の一つのまとまりとして捉え、総合的な観点から重点的に景観形成に取り組むことが望まれます。



(2) 姫路城周辺エリアの設定

世界遺産姫路城を中心とする姫路城周辺には、次のような区域設定があります。本計画改定のポイントの一つである姫路城周辺地区景観ガイドプランの思想を継承すること、また、景観構造・類型の多様性・重層性等を踏まえ、姫路城周辺地区景観ガイドプランで対象としていた区域を「姫路城周辺エリア」として設定します。

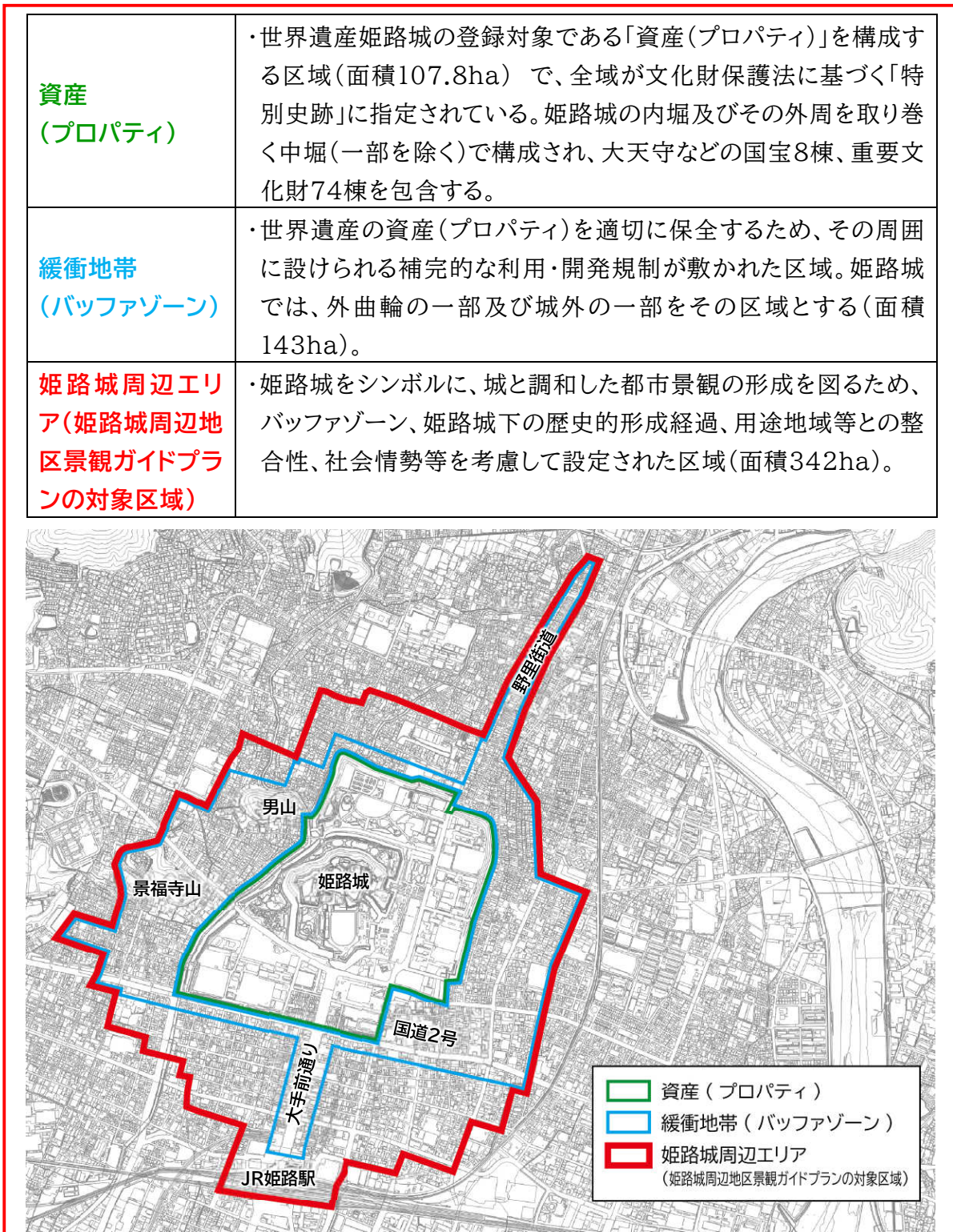
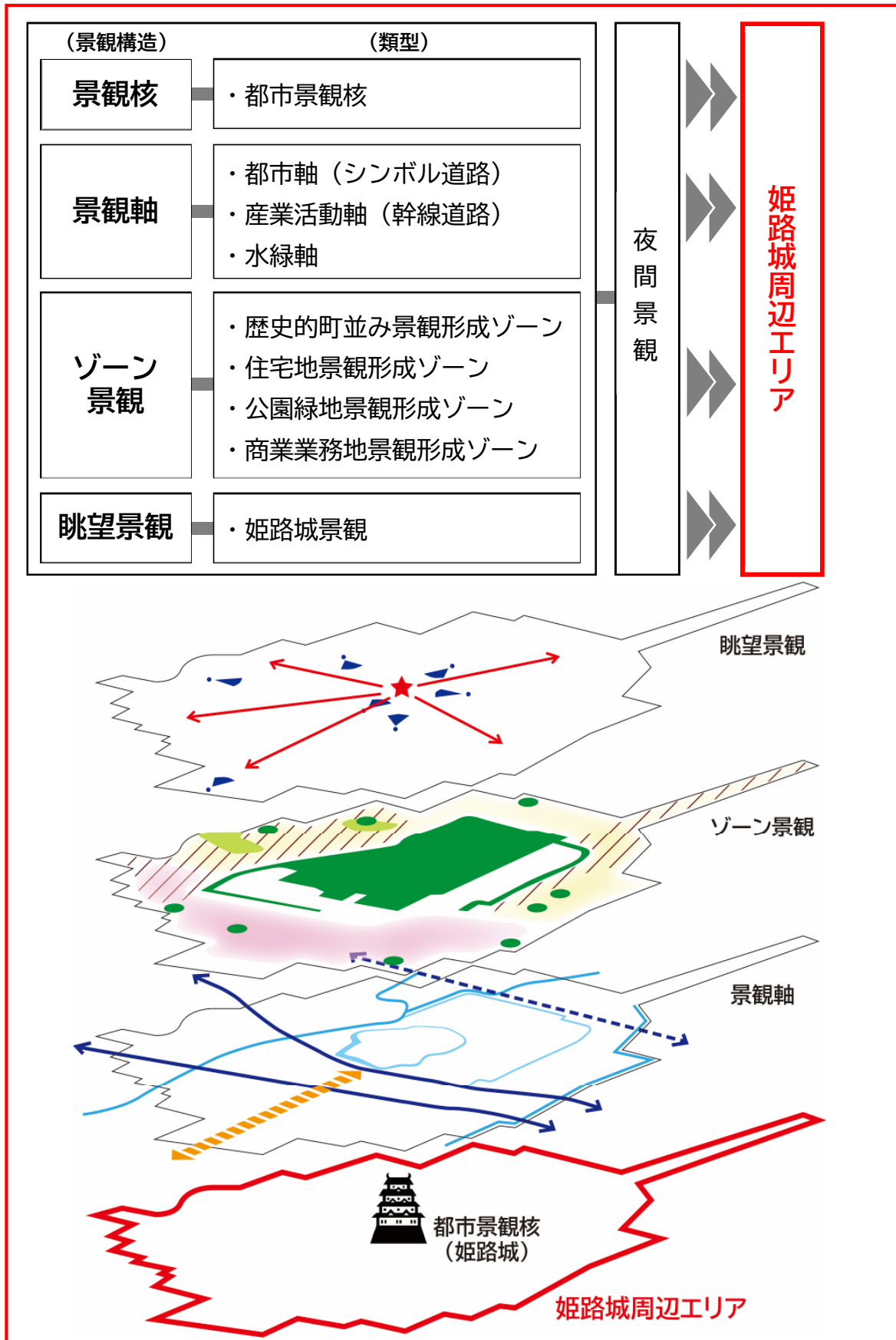


図 姫路城周辺エリアの範囲

(3) 姫路城周辺エリアの景観構造



姫路城周辺エリアの重層的な景観構造のイメージ

姫路城周辺エリアは、「2-1. 景観構造と類型」で示した4つの景観構造が重なり合う地区であり、都市景観核である姫路城だけでなく、道路や公園、住宅地、商業業務地、眺望、夜間景観など、多様な景観特性を有しています。

姫路城と一体となって最も「姫路らしさ」を印象づける、本市の顔というべき地区であり、姫路城とその周辺を景観上の一つのまとまりとして捉え、総合的な観点から重点的に取り組んでいきます。

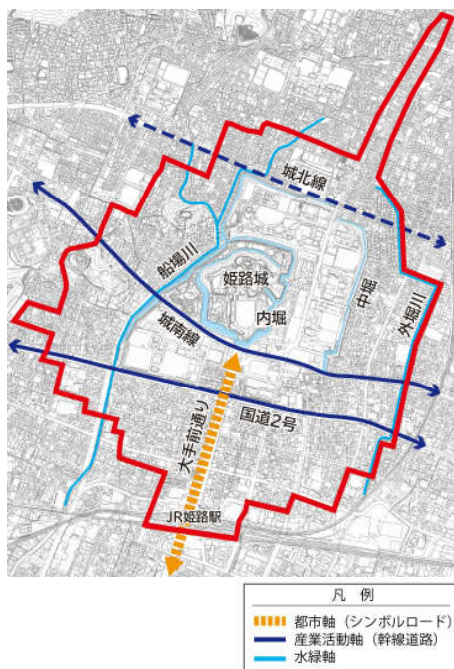
【景観核】(都市景観核)



- ・世界遺産姫路城は、姫路城周辺エリアの中心に位置し、歴史・文化の中心としてだけでなく、市民の心の拠り所としても中心的な存在となっています。



【景観軸】(都市軸(シンボル道路)、産業活動軸(幹線道路)、水緑軸)



- ・JR 姫路駅から姫路城へ至る大手前通りは、本市のメインストリートとして、うるおいと賑わいを創出する道路空間で再整備され、全国初の「ほこみち」に指定されました。
- ・本市の産業活動や都市活動を支える産業活動軸として、国道2号や城南線などが東西を横断しています。
- ・姫路城の西には、往時の舟運を支えた船場川が流れるほか、姫路城外堀の役割を果たした外堀川などの水緑軸がエリア内を流れ、うるおいを与えています。



【ゾーン景観】(歴史的町並み景観)



・伝統的町家が数多く残り 1.5kmにわたって商店街が連なる野里街道や参勤交代の要路であった旧西国街道沿いを中心に、姫路城下の外町として発達した野里地区や城の西地区には、伝統的な町屋や侍屋敷等の歴史的価値の高い建物が残るほか、のこぎり横丁と呼ばれる特徴的な町並みが残っています。



【ゾーン景観】(住宅地景観)

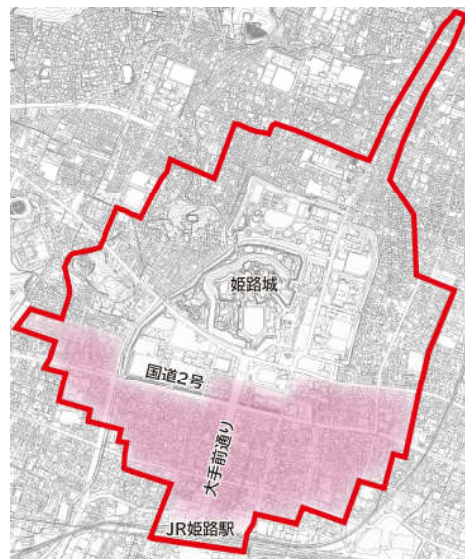


・野里地区から城の西地区にかけては、戦災をまぬがれ古くからの落ち着いた住宅地を形成していますが、高層建築物の立地により、一部で町並みの連続性や眺望景観への影響も見られます。

・姫路城東側の五軒邸付近は、区画の大きな住宅街で、風格のある緑豊かな住宅地が形成されています。

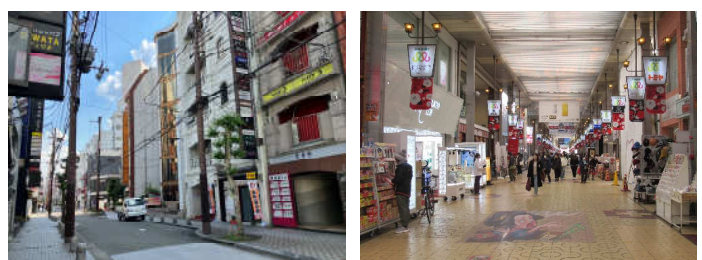


【ゾーン景観】(商業業務地景観)

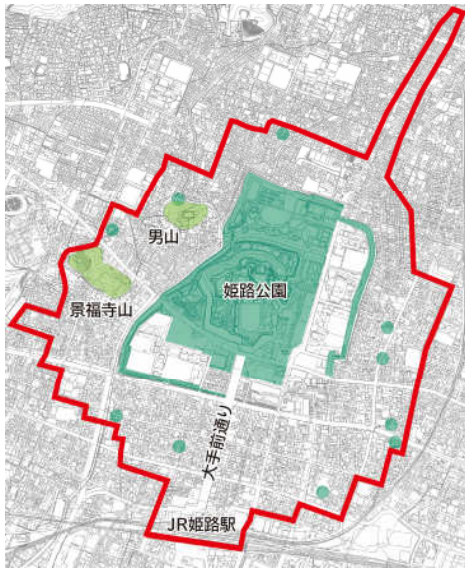


・大手前通り沿道には、高度利用された商業業務ビルが建ち並び、市の玄関口にふさわしい都市的な景観を形成しています。

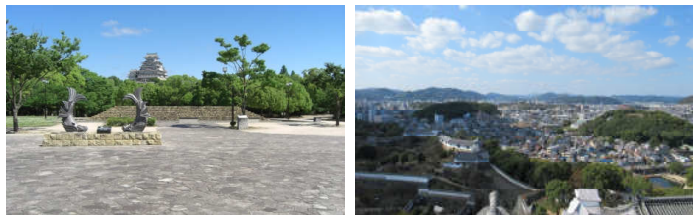
・大手前通りを挟んだ東西にも商業地が広がっており、東側は 10 の商店街が集積する線的な商業空間を形成し、西側は飲食店が多く繁華街を形成しています。



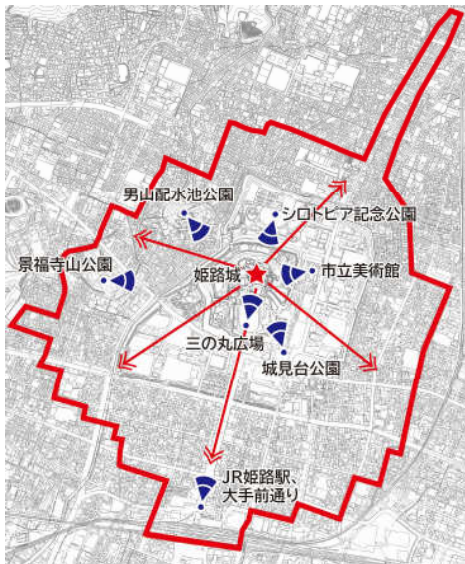
【ゾーン景観】(公園緑地景観)



- ・姫路城を中心する約 68ha が公園に指定され、城と一体となった歴史的な雰囲気を醸し出す水と緑豊かな都市空間を形成しており、市民や観光客の憩いの場として利用されています。
- ・また、姫路城や市街地を見渡せる男山・景福寺山、姫路城の礎となった姫山、さらには姫路城を取り囲む土塁なども重要な緑地資源となっています。



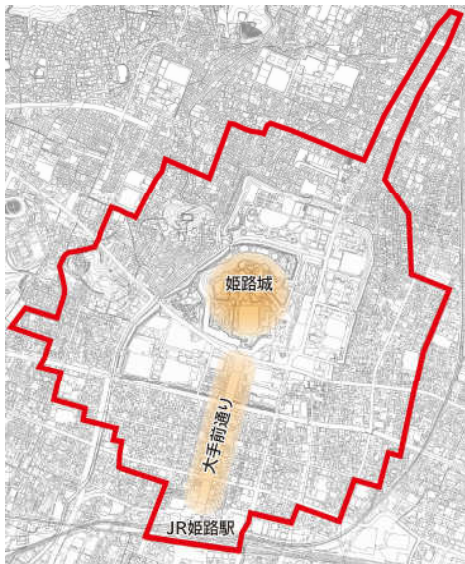
【眺望景観】(姫路城景観)



- ・姫路城は本市を代表するランドマークであり、姫路駅や男山などから眺める景観は「世界遺産姫路城十景」に選定されています。この他、周辺住宅地のまちかどなど、身近な所からも姫路城を眺望できます。
- ・また、姫路城天守からは市街地を一望することができ、360 度の大パノラマ景観を楽しむことができます。

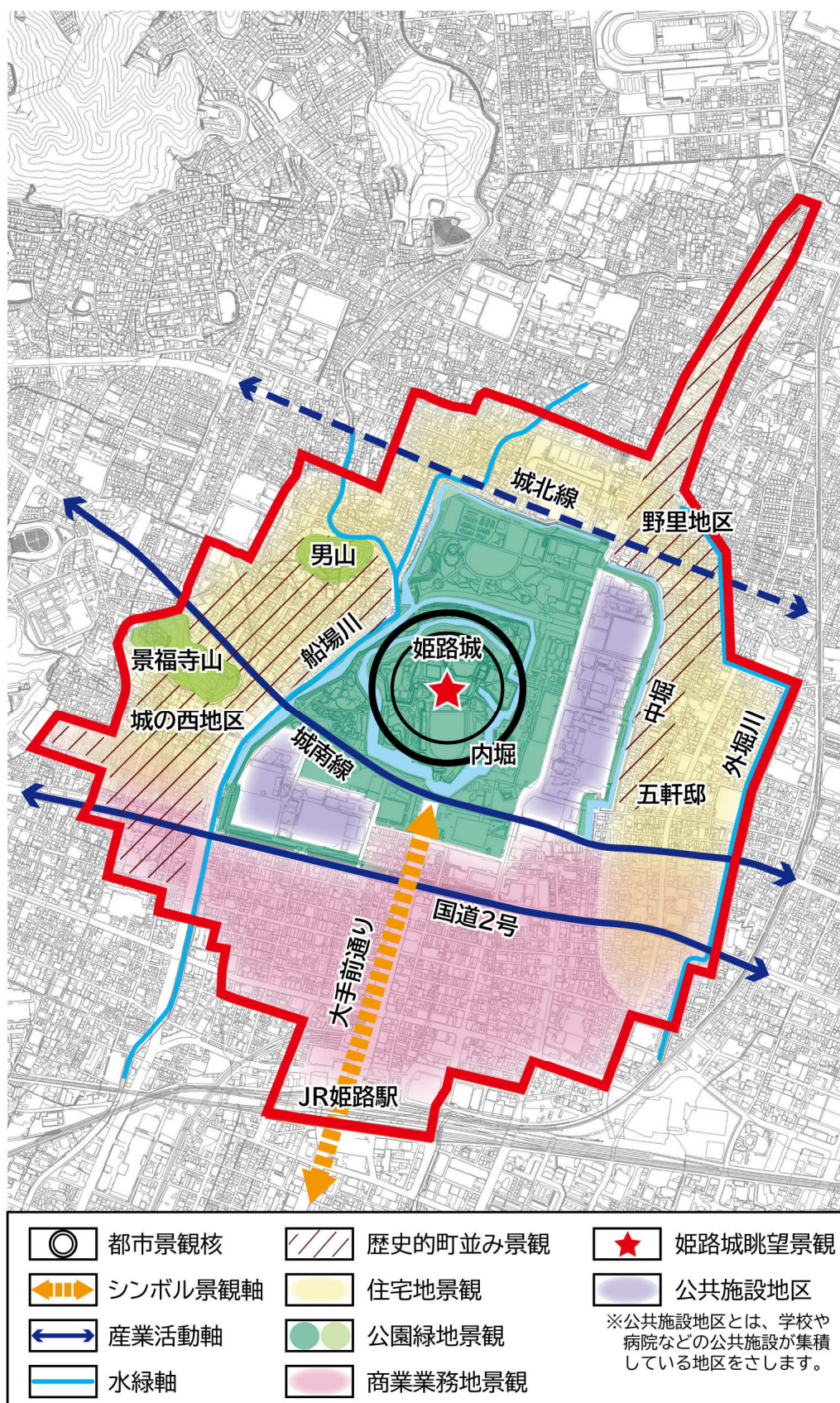


(夜間景観)



- ・都市の魅力を高める要素として「光」に着目し、夜間景観を演出する取組みが全国で広がっています。
- ・本市のシンボルである世界遺産姫路城の天守や石垣等のライトアップ、市立美術館や大手前通りのライトアップなど、光によって市民の誇りと愛着を育み、来訪者を惹きつける取組を行っています。





姫路城周辺エリアの景観構造の重ね合せ図

（４）景観形成の方策

重層的な景観構造を有する姫路城周辺エリアは、それぞれの特性を活かした個性ある景観形成を図るとともに、全体として姫路城と調和した落ち着きと風格ある景観形成を図ります。

また、姫路城への眺望景観及び姫路城からの眺望景観を保全するとともに、姫路城を核とした水と緑のうるおいある優れた景観の保全・育成を図ります。

【基本方針】

- 歴史的町並みは、地域住民の主体的な取組を促しつつ、姫路城の城下町としての伝統と趣きのある景観形成に努めます。
- 丘陵や河川は、水や緑を活かした自然的景観として保全・整備し、市民に親しまれる都市空間の形成に努めます。
- 道路や公園などの公共施設の整備に当たっては、地域の景観特性との調和に配慮し、魅力的で快適な都市空間の創出に努めます。
- 商業業務地は、本市の顔として風格と個性ある都市機能の充実により、賑わいと親しみのある景観形成を図ります。
- 住宅地は、低層で良好な居住環境の形成を誘導し、美しい町並みの形成を図ります。
- 公共施設地区は、広い敷地の利点を活かした緑化・修景により、姫路城と調和した魅力的で快適な景観形成を図ります。

【景観施策の方向】

ア 町並みの保全・修景

- ・歴史的町並みに調和した建築物や工作物等の景観誘導
- ・広告物の規制・誘導
- ・歴史的建造物の保存・修復・活用に対する支援
- ・歴史的町並みに調和した道路の整備
- ・ランドマークとなっている建築物や樹木を活かした景観づくり

イ 眺望景観の保全・向上

- ・眺望点の確保と広場整備
- ・建築物の高さ規制や屋外広告物の規制・誘導等による眺望点からの見通しの確保
- ・姫路城などのライトアップによる魅力ある夜間景観の演出

ウ 自然環境の保全・緑の創出

- ・姫山樹林、姫路城の土塁、男山や景福寺山の丘陵地の保全
- ・親しみと魅力ある公園・緑地の整備
- ・護岸整備における景観配慮や親水空間の整備
- ・河川沿いの建築物等の景観配慮、敷地の緑化
- ・美化の推進

エ 快適な歩行者空間の創出

- ・歩道幅員の拡幅整備や沿道施設を利用したオープンスペースの確保
- ・舗装材の高質化
- ・ストリートファニチャー等の道路占用物の規制・誘導
- ・道路標識や電柱架線の整理・統合
- ・無電柱化の推進
- ・街路樹や植栽、舗装の適切な維持管理、美化の推進
- ・街路灯などによるライトアップ

オ 魅力ある商業業務地の形成

- ・都市の風格と賑わいの調和がとれた建築物・工作物等の景観誘導
- ・広告物の規制・誘導
- ・道路空間を利用したオープンカフェなど都市の魅力を生み出す取組の推進
- ・ライトアップなどによる夜間の魅力や賑わいの創出

カ 市民の主体的な景観まちづくりへの支援

- ・表彰制度による景観意識の向上
- ・景観まちづくり出前講座の開催
- ・景観タウンウォッチング等の開催
- ・都市景観形成市民団体の認定と活動支援
- ・都市景観アドバイザーの派遣

キ 観光・レクリエーションの促進

- ・観光イベント等と連携した賑わい景観の誘導
- ・文化・交流施設等の回遊性の向上
- ・サイクリングコースや散策路の整備

第 3 章 景観形成の推進方策

3－1．基本的な考え方

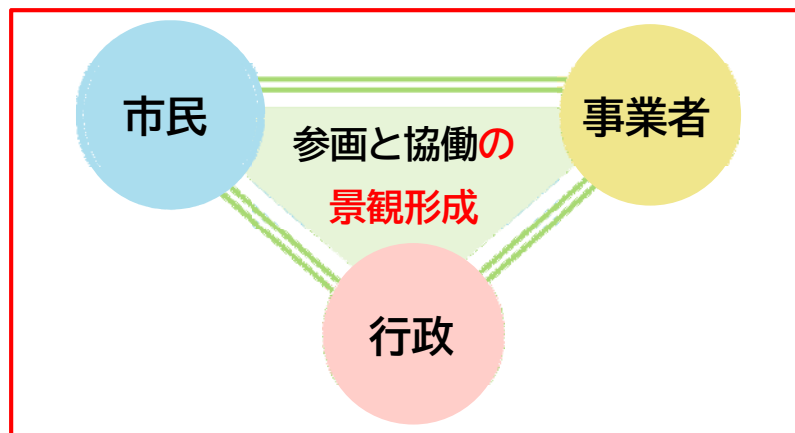
3－2．施策の展開

3－3．施策実施のスケジュールと進行管理

3-1. 基本的な考え方

景観形成を進めるためには、**市民、市民活動団体、事業者、大学、行政**など多様な主体が景観形成の主体であること**やそれぞれの役割を認識し、行動していくことが重要です。**

また、各主体が地域の景観について考え、参画・協働による景観形成が図れるよう、行政が積極的に景観への意識醸成や活動支援に取り組みます。



【市民の役割】

- 市民一人ひとりが景観形成の主体であることを認識し、自宅の意匠や色彩を周辺と調和させたり、庭の手入れをしたりするなど良好な景観形成に努める
- 地域の景観形成に関心を持ち、できることから積極的に参加する
- 良好な景観形成に向けた地域のルールづくりなどに主体的に取り組む
- 行政による景観形成に向けた施策・事業等への理解や協力に努める

【事業者の役割】

- 事業活動が景観形成に影響があることを認識し、事業所の意匠や色彩、看板などを周辺と調和させたり、建築や開発、事業などの活動にあたって周辺環境に配慮するなど、良好な景観形成に努める
- 地域の景観形成に関心を持ち、景観に関する地域や市民活動への協力に努める
- 行政による景観形成に向けた施策・事業等への理解や協力に努める

【行政の役割】

- 本市が目指す**景観形成の目標や方向性を示す
- 良好な景観形成の**先導的な**役割を担う
- 庁内関係部署と連携し**、関連する施策や事業を総合的・**一体的に**推進する
- 景観に関する調査・研究を行う
- 景観形成に関する**情報提供や普及啓発、参画機会の創出など**、景観に対する市民、事業者等の意識を**高める**
- 市民、事業者等による**地域の景観形成に向けた取組**を推進・支援する

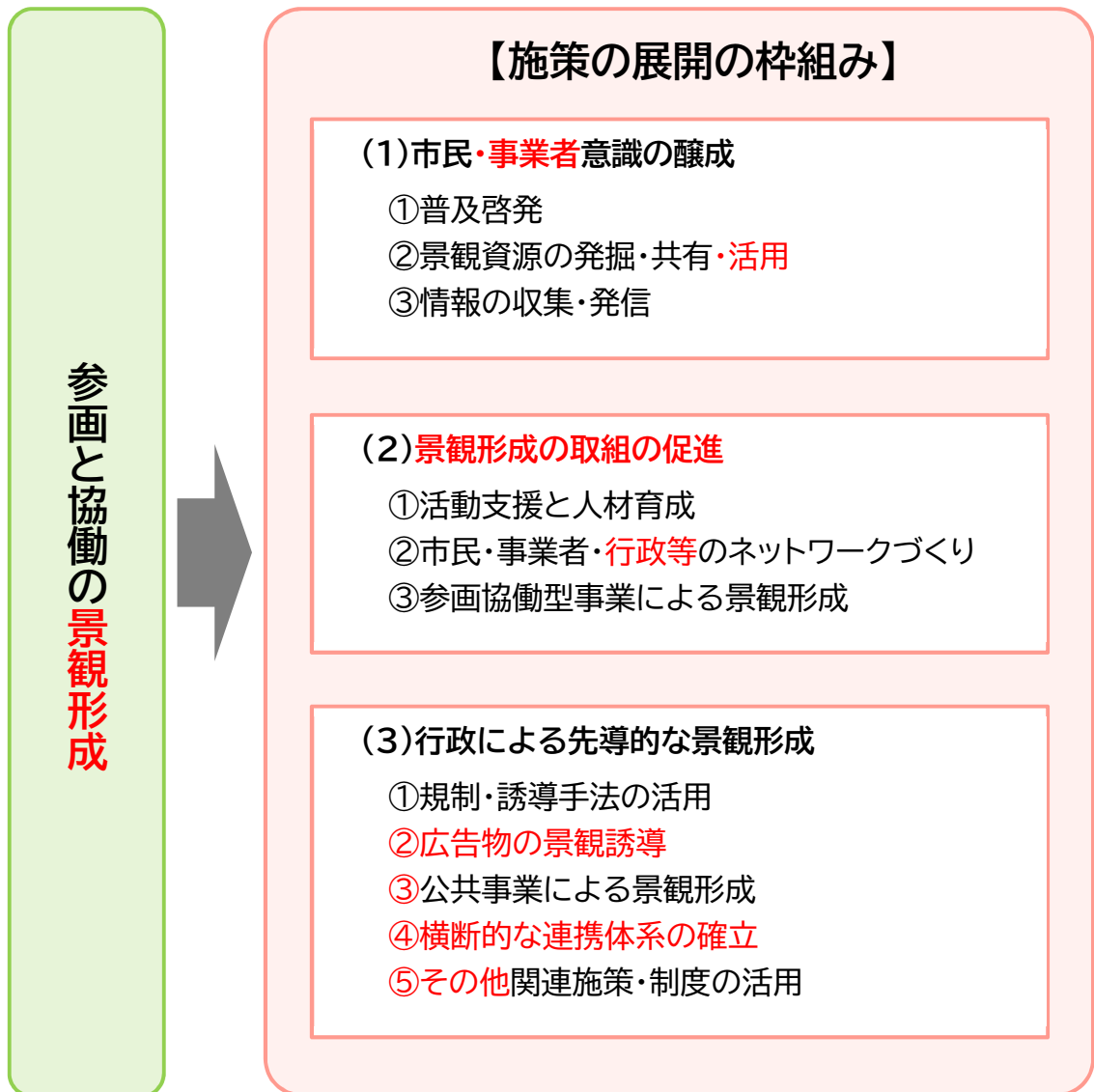
3-2. 施策の展開

参画と協働の**景観形成**を進めていくためには、まずは、**市民、事業者等**が**景観への関心**を高めることが不可欠です。特に、地域ごとの特性や課題に応じた**きめ細かな景観形成**を進めていくためには、**住んでいる身近な地域への誇りや愛着、理解**が**取組**の原動力となることから、市民意識の醸成を図ることが必要です。

このため、景観について幅広く普及啓発を行うとともに、市民、事業者**等**の景観形成への参画を促し、協働の取組を支援することが重要です。

また、行政が先導的役割を発揮し、地域に調和した優れた景観形成を先導**するとともに、秩序ある景観形成に向けて**各主体が**行う**行為や取組を適切に規制・誘導**することが求められます。**

これらを踏まえ、次の枠組みにより、景観施策の展開を図ります。



(1) 市民・事業者意識の醸成

① 普及啓発

本市を代表する景観から地域に親しまれている身近な景観に至るまで、市内には多様な景観が豊富にあることや、それら景観を守り育てることの重要性について、広く市民や事業者等に普及啓発し、景観形成に対する理解と協力が得られる取組を推進します。

【取組例】

- ・姫路市都市景観形成基本計画の周知
- ・景観講習会やシンポジウム、フォーラムなどの開催
- ・景観に関する出前講座の開催
- ・子供向けの景観学習などの推進



(景観に関する出前講座)

② 景観資源の発掘・共有・活用

市内に埋もれている景観資源や地域で大切にされている景観資源などを市民とともに掘り起こしてその価値を再認識し、市民みんなで共有し、活用する取組を推進します。

【取組例】

- ・大切にしたい地域の景観などの収集
- ・写真展や絵画展の開催
- ・景観タウンウォッチングなどの開催



(まちあるきイベントの開催)

③ 情報の収集・発信

地域の景観資源や景観形成に関する活動の情報、景観関連の施策や事業に関する情報を収集し、多様な手法を用いて情報発信に取組みます。また、SNSなどの様々なツールを活用し、市民との双方向のコミュニケーションを図るよう取組みます。

【取組例】

- ・広報ひめじ、ホームページ、SNSなどを活用した情報発信や市民との意見交換
- ・景観に関するパンフレット等の作成・配布

(2) 景観形成の取組の促進

① 活動支援と人材育成

市民、事業者等による主体的な景観形成に関する活動を支援するとともに、景観形成の担い手となる人材育成のための制度を整備・充実します。

【取組例】

- ・都市景観形成市民団体の認定と活動支援
- ・表彰・助成制度による支援
- ・都市景観アドバイザー派遣制度による活動支援
- ・景観形成に係るガイドライン等の作成・配布
- ・景観まちづくりリーダー養成講座などによる人材育成

② 市民・事業者・行政等のネットワークづくり

市民、市民活動団体、事業者、大学、行政など多様な主体の参画と協働により景観形成を推進していくため、相互の信頼関係を構築しながら、参画と協働のネットワークづくりに取組めます。

【取組例】

- ・各主体間の意見交換の場や機会の創出
- ・景観協議会などの仕組みの活用

③ 参画協働型事業による景観形成

市民、事業者等が地域の身近な道路、公園、河川などの公共施設の美化清掃や緑化などの活動に参加できる場や機会を創出し、地域への愛着や地域コミュニティを育みます。

身近な公共施設等の整備・更新に向けた景観検討や地域のルールづくりにおいては、ワークショップ手法など多世代が参加しやすい機会づくりにより、参画と協働による景観形成に取組めます。

【取組例】

- ・景観ワークショップ等の開催
- ・身近な公共施設の美化・清掃や緑化などへの市民参加の推進(アダプト制度など)
- ・身近な公共施設の景観形成に係る市民参画の推進
- ・景観整備機構の仕組みの活用

(3) 行政による先導的な景観形成

① 規制・誘導手法の活用

景観法並びに姫路市都市景観条例に基づいて、建築行為等に対する規制・誘導を行い、秩序ある景観形成を図ります。

【取組例】

- ・景観計画の改定
- ・大規模建築物等の規制・誘導
- ・重点的に景観形成を図る区域における規制・誘導
- ・景観地区への発展的展開の検討
- ・都市景観重要建築物等の指定
- ・景観重要建造物、景観重要樹木の指定
- ・景観協定制度の活用
- ・景観デザインマニュアル、都市環境照明ガイドラインの活用
- ・デザイン事前協議制度によるデザインの誘導

② 広告物の景観誘導

屋外広告物は景観形成上重要な要素であることから、建築物や工作物に関する行為の制限と併せて、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定めます。

特に都市景観形成地区、風景形成地域及び歴史的町並み景観形成地区においては、地域の特性を踏まえた表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定め、秩序ある景観形成を図ります。

また、屋外広告物法では屋外に表示する広告物が対象となっていますが、窓の内側から屋外の公衆に向けて表示する広告物も屋外広告物と同様の効果・目的を有しているため、屋外と屋内の広告物を一体的に規制誘導し、良好な景観形成を図ります。

【取組例】

- ・広告物の規制・誘導
- ・広告物の適正な維持管理の啓発、周知
- ・デジタルサイネージ広告など、広告物の技術革新への対応の検討



(屋外広告物合同パトロール)

③ 公共事業による景観形成

道路や公園、河川、橋梁、港湾、公共建築物などの公共施設は、本市の景観を構成する重要な要素の一つであり、都市景観の形成に大きな影響を与えるとともに、地域の顔としての先導的な役割が期待されるため、整備や管理にあたっては、それぞれの地域の特性に配慮しながら、重点的に景観形成を図ることが重要です。

市民が日常的に利用する公共施設においては、その使い方が多様化し、計画、設計、維持管理を多様な主体が担う近年の動向を踏まえて、より柔軟で活発な利用を可能にし、持続的に維持管理されるなかで、地域のシンボルとして愛着を持たれるパブリックスペースとなるための仕組みを考慮します。

また、公共施設のうち、道路、公園、河川、港湾等で、かつ良好な景観形成に重要なものについては、当該施設の管理者と協議し、同意を得た上で、「景観重要公共施設」に指定し、整備に関する事項や占有等の許可基準を定め、先導的な景観形成を進めることを検討します。



(アクリエひめじ)



(大手前通り)

【取組例】

- ・デザイン事前協議制度の活用
- ・景観デザインマニュアル、都市環境照明ガイドライン、公共サインガイドラインの活用、見直し
- ・ウォークアブル推進計画、無電柱化推進計画など関連施策との連携の強化
- ・国、県など関係機関等の景観に係る協議体制の充実など連携の強化
- ・庁内関連部署との連携の強化、職員向け研修や勉強会の実施
- ・景観重要公共施設の指定

※景観重要公共施設の指定方針

- ・本市の景観を特徴づける良好な景観の主要な構成要素となっている公共施設
- ・重点的に景観の形成を図る区域の景観の主要な構成要素となっている公共施設
- ・主要な眺望点となっている公共施設

④ 横断的な連携体系の確立

景観に関する施策は、都市計画、歴史・文化、環境、産業振興、空き家・空き地対策、防災・防犯、教育、福祉、広報など広範囲にわたっていることから、関係部署と密接に連携しながら総合的に実践していく必要があります。そのため、景観に関する横断的な連絡組織を設置するなど、庁内推進体制の確立・強化を検討します。

また、景観に関連する部署の職員を中心に、景観形成への理解を深める研修等を実施するなど、景観形成に対する意識啓発や技術向上を図ります。

さらに、国や県、他市町、事業者等との連携強化を図り、景観に配慮した公共事業や景観形成に関する先進的取組などの情報収集に取組むとともに、国や県の補助制度の積極的な活用を検討し、本市の景観形成に効果的な施策の推進を図ります。

【取組例】

- ・庁内連絡組織の運営
- ・景観に係る職員向け研修や勉強会の実施
- ・学校との連携による子ども向けの景観に関する講座の実施
- ・電力・通信などの事業者との連携による無電柱化の推進
- ・鉄道事業者との連携による駅周辺整備



(鉄道事業者との連携による
駅周辺整備)

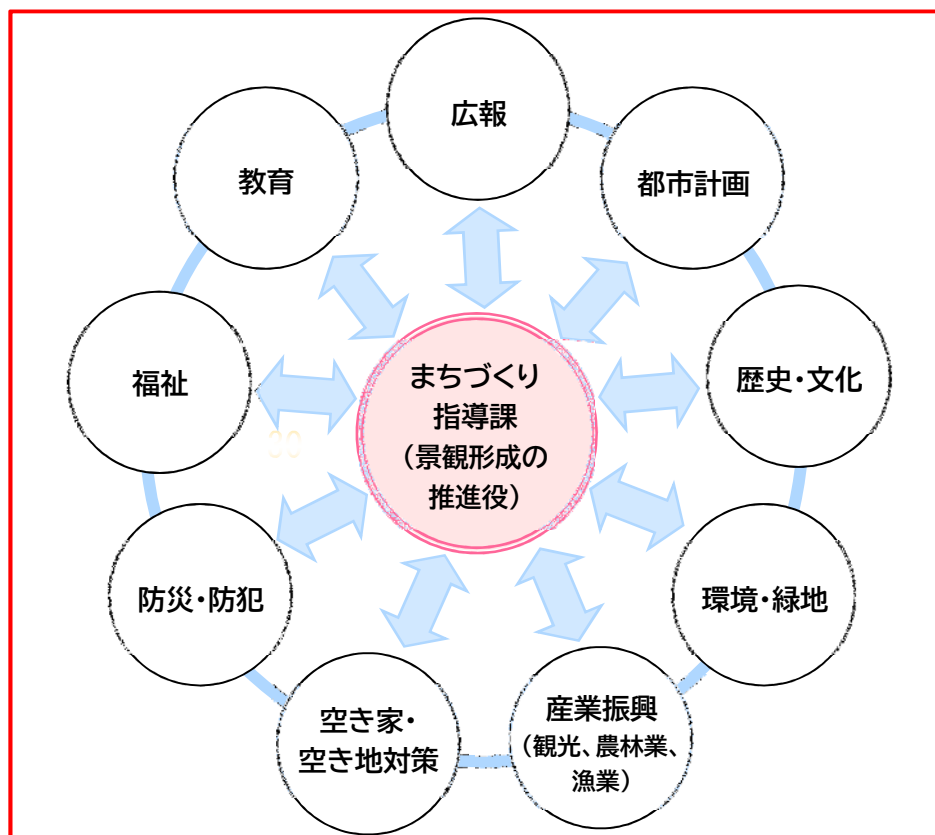


図 景観形成のための連携イメージ

⑤ その他関連施策・制度の活用

景観形成に関連する施策は、**行政各分野**の広範囲にわたっており、その施策や制度は多様です。

景観施策を総合的に推進するため、関係機関等との連携を強化するとともに、関連施策や制度を景観形成の観点から積極的な活用を図ります。

■ 関連法令制度

分野	制度	法令
土地利用	用途地域、風致地区、高度地区、高度利用地区、特別用途地区、 景観地区 、地区計画など	都市計画法
建物・まちなみ	建築協定、総合設計 など	建築基準法
魅力・賑わい創出	歩行者利便増進道路制度（ほこみち）	道路法
	かわまちづくり支援制度	河川法
	港湾環境整備計画制度など	港湾法
歴史・文化	歴史的風致維持向上計画 など	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）
	重要文化財、文化財登録制度、文化的景観（重要文化的景観）、 重要伝統的建造物群保存地区 など	文化財保護法
	景観形成重要建造物等、景観影響評価制度 など	景観の形成等に関する条例（県）
緑地	重点緑地地区 、緑地保全地域、緑地協定、 市民緑地認定制度 、地区計画 など	都市緑地法
環境	建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度	建築物省エネ法
	環境形成区域 など	緑豊かな地域環境の形成に関する条例（県）
	自然緑地保護地区、景観保護地区、動植物保護地区、保存樹	自然保護条例（市）

3-3. 施策実施のスケジュールと進行管理

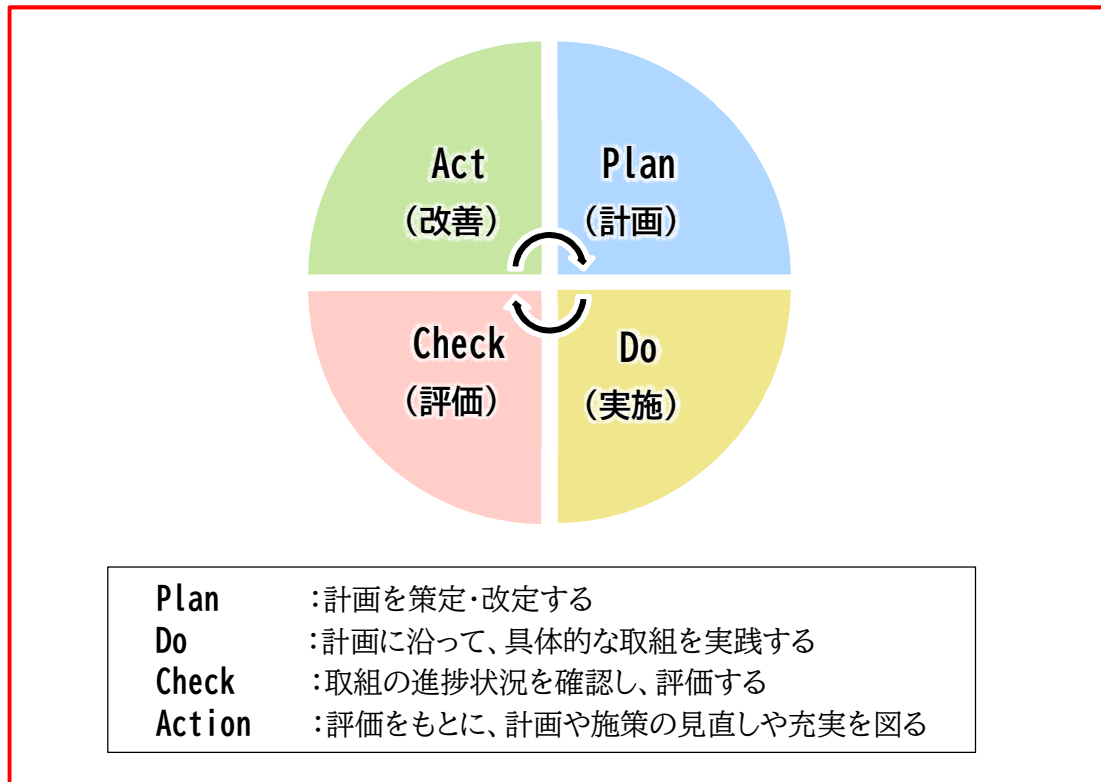
(1) 施策の展開スケジュール

景観の形成は、長期的な視点を持って継続して取組んでいくものであるため、各施策の実施にあたっては、短中長期といった時間軸を意識するとともに、施策や事業の成果を評価・検証しながら、概ね10年後を目安に点検・見直しを検討します。

		短期	中期長期	
市民意識の醸成	基本計画の周知（パンフレットの作成など）			
	学習機会の提供（出前講座、講演会）			
	都市景観アドバイザーの活用			
	啓発イベントの実施 （景観タウンウォッチングなど）			
	各種媒体を活用した情報発信 （広報ひめじ、ホームページ、SNSなど）			
	都市景観形成市民団体の活動支援			
	景観協定などの仕組みの活用			
	都市景観賞・都市景観フォーラムの実施（3年毎）			
計画の運用・点検・更新	大規模建築物等の規制・誘導 （景観法に基づく届出）			
	重点地区における規制・誘導 （景観法に基づく届出）			
	デザイン事前協議制度によるデザインの誘導			
	関連施策の活用			
	屋外広告物の規制・誘導 （屋外広告物条例に基づく許可等）			
	屋外広告物条例の改正			
	屋内に設置される広告物の規制・誘導			
	景観デザインマニュアルの見直し			
	公共サインガイドラインの見直し			
	基本計画の点検・見直し			
計画の推進	重点地区の指定に向けた取組			
	景観重要公共施設の指定に向けた協議			
	都市景観重要建築物等、景観重要建造物、 景観重要樹木の指定			
	景観整備機構、景観協議会などの仕組みの活用			
	庁内連絡組織の運営			

(2) 進行管理

本計画で示した施策や事業を効果的かつ効率的に推進していくために、庁内での情報共有や市民への意見聴取、アーカイブ(記録の保存)によるまちの景観変容の把握など、必要に応じたPDCAサイクル(計画→実施→評価→改善)の実施により、適切な進行管理を行います。



(3) 計画の見直し

本計画は、長期的な視点から本市を取り巻く社会情勢の変化に対応するとともに、進行管理の状況や上位計画・関連計画との整合性を図るため、概ね10年後を目安に点検や見直しを行います。

参考資料

1. 姫路市都市景観形成基本計画の改定経過

令和5年度	令和 5 年 5 月 29 日	第 1 回姫路市景観・広告物審議会
	令和 5 年 8 月 25 日	第 1 回姫路市景観・広告物審議会 都市景観形成基本計画等改定検討専門部会
	令和 5 年 11 月 20 日	第 2 回姫路市景観・広告物審議会
	令和 5 年 12 月 18 日	第 2 回姫路市景観・広告物審議会 都市景観形成基本計画等改定検討専門部会
	令和 6 年 3 月 18 日	第 3 回姫路市景観・広告物審議会 都市景観形成基本計画等改定検討専門部会
令和6年度	令和 6 年 6 月 20 日	第 1 回姫路市景観・広告物審議会 都市景観形成基本計画等改定検討専門部会
	令和 6 年 7 月 31 日	第 1 回姫路市景観・広告物審議会
	令和 6 年 8 月 30 日	第 2 回姫路市景観・広告物審議会 都市景観形成基本計画等改定検討専門部会
	令和 6 年 11 月 7 日	第 3 回姫路市景観・広告物審議会 都市景観形成基本計画等改定検討専門部会
	令和 7 年 2 月 3 日	第 4 回姫路市景観・広告物審議会 都市景観形成基本計画等改定検討専門部会
	令和 7 年 2 月 7 日	第 2 回姫路市景観・広告物審議会
令和7年度		

2. 姫路市都市景観審議会委員名簿

氏 名	職 名	都市景観形成基本 計画等改定検討 専門部会委員
◎安枝 英俊	兵庫県立大学教授	
藤本 英子	京都市立芸術大学名誉教授	○
赤澤 宏樹	兵庫県立大学教授	○ (専門部会部会長)
岩田 三千子	摂南大学名誉教授	
清水 陽子	関西学院大学教授	
橋寺 知子	関西大学准教授	
山口 敬太	京都大学准教授	
土居 由佳	弁護士	
前川 晶子	姫路商工会議所女性会会長	○
有川 勝紀	公益社団法人姫路青年会議所理事長 (～R6. 2. 20)	
神畑 浩子	公益社団法人姫路青年会議所理事長 (R6. 2. 20～ R7. 1. 15)	
中嶋 崇	公益社団法人姫路青年会議所理事長 (R7. 1. 15～)	
八木 規行	姫路市商店街連合会副会長	
志水 隆之	兵庫県屋外広告美術協同組合姫路支部支部長	
濱田 陽平	全国屋外広告士会兵庫支部	
上田 達也	公益社団法人兵庫県建築士会姫路支部監事	
高野 良樹	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会姫路支部支 部幹事	○
長田 秀人	姫路市連合自治会 副会長	
川崎 博一	兵庫県まちづくり部都市政策課景観まちづくり班 主幹	
吉永 雅一	姫路警察署生活安全官 (～R6. 12. 2)	
西川 健児	姫路警察署生活安全官 (R6. 12. 2～)	
土井 園子	公募市民	○
塩本 由紀子	公募市民	

※◎会長

(順不同、敬称略)

3. 用語説明

用語	説明	初出頁
アダプト制度	アダプト制度(ADOPT PROGRAM)とは、英語で「養子縁組」のこと。市民や事業者等が「里親」になり、一定区画の公共空間を自らの「養子」とみなして受け持ち、公共空間の美化清掃など日常的な管理を行う活動。	P77
オープンスペース	都市内で、公園・広場などのゆとりのある空間。	P8
ガイドライン	景観形成に関する指針、目標、指導方針。	P6
グリーンベルト	都市環境を守るための連続した緑地の帯のこと。	P32
景観協議会	景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うための組織。	P77
景観計画	景観行政団体が、景観法の手続き（景観法第9条）に従って定める「良好な景観の形成に関する計画」。	P6
景観作物	田畑や遊休農地に農作物や花などを栽培し、見て楽しむよう活用した植物のこと。	P46
景観整備機構	民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人またはNPO法人を景観行政団体が指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づける制度（景観法第92条）。	P77
コミュニティ道路	人と自動車が共存できるように設計された道路。自動車が自然に減速するような段差やカーブなどを取り入れた歩行者優先の道路。	P45
ストリートファニチャー	街頭を彩る家具という意味で、バスの停留所、電話ボックスなどの小建造物、ベンチ、街路灯、郵便ポストなどが含まれる。	P29
地域コミュニティ	一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団、地域社会、共同体のこと。	P5
デジタルサイネージ	屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアを総称	P78

用語	説明	初出頁
メディアファサード	建築物の表面にLEDなどの光源を設置し、建築物の壁自体を媒体として活用し、色や明るさに変化を持たせ動的な変化や映像を創り出す照明演出のこと。	P4
ランドマーク	規模・形態などから、ひととき目立ち、土地や場所の目印になるもの。一般的には、市民に親しまれ印象に残りやすい山や建築物などを指す。	P3
ワークショップ	まちづくりの企画段階から実施まで、相互交流や共同作業によって、市民が事業をつくりあげる市民参加型のまちづくり手法。	P77

姫路市都市景観形成基本計画
令和 7 年〇月

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地
姫路市 都市局 まちづくり部 まちづくり指導課
電話 079-221-2541 F A X 079-221-2757